

## 第5章 公開活用

### 1 概要

本章は、事例調査及び現況調査をふまえ、工事期間中（A～D工区の全4工区）と工事完了毎の公開活用計画を立案したものである。工事期間中の公開活用計画は、A・B工区については具体性のある計画案を策定し、C・D工区はB工区の工事完了後に計画の見直しを図ることから、課題整理を目的として以下の3つ方針を基に素案の策定を行った。

#### (1) 公開方針

対象6棟及び台所・御清所は、工事が完了した棟から順次一般公開する。公開方針は工事段階に合わせ、表5.1.1の5段階とする。工事中の棟においても随時、情報発信に努める。

表 5.1.1 各工区における工事中・工事完了後の公開方針

	工事前の棟	工事中の棟		工事が完了した棟	
A工区 工事中	黒書院～遠待 及び車寄	台所・ 御清所	白書院		
	現状の観覧ルート				
B工区 工事中	大広間～遠待 及び車寄	黒書院 ・ 蘇鉄之間		台所・御清所	白書院
	現状の観覧ルート			<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の建物についての情報発信</li> <li>・工事完了の建物についての修理成果の発信</li> <li>・建物についての展示</li> <li>・他に以下の展示を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二条城の歴史の展示（変遷：二条在番等）</li> <li>・文化の展示（和食文化：二条城行幸御殿献立等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外（西側）からの望見（桁筋の建具を透明雨戸に置替）</li> <li>・建物の西側に仮設物見ステージ（昇降台）を設置</li> <li>・人数を管理した特別公開</li> </ul>
※B工区工事完了後、計画を見直す					
C工区 工事中	遠待及び車寄	大広間・式台		白書院～蘇鉄之間	
	現状の観覧ルート			<ul style="list-style-type: none"> <li>・式台－黒書院を繋ぐ仮設渡り廊下（代替仮設建築物）を整備</li> <li>・遠待・車寄→式台→黒書院（蘇鉄之間を望む）→白書院のルート</li> </ul>	
D工区 工事中		遠待及び車寄		白書院～大広間	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・大広間に仮設出入口（代替仮設建築物）を整備</li> <li>・大広間～蘇鉄之間→黒書院→白書院のルート</li> </ul>	
完了				白書院～遠待及び車寄	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容についてパネル等で説明する他、デジタル技術を活用し、分かり易い内容とすることを検討する</li> <li>・台所・御清所工事完了後は建物内で取外部材等を展示する</li> <li>・素屋根内の作業の様子は特別公開等で見せる</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物についての展示</li> <li>・一般公開は廊下を立入範囲とし、期間または人数を限った特別公開として部屋内も立入範囲とする</li> <li>・滞留解消のため出入口付近の遠待二之間一四之間を立入範囲とし、ガイドダンススペースとしても活用を検討する。</li> </ul>

(2) 活用方針

全4工区の工事完了後は一般公開・特別公開を行い、場合によってイベント等の会場として活用する。

(3) 整備方針

一般公開・特別公開に必要な設備を整備する（原則、イベント等ではこの設備を使用し、必要に応じて仮設物にて対応する）。公開方針・活用方針をふまえ、関連法令等から最低限必要な設備を洗い出す。さらに文化庁と協議を行い、必要な設備を追加する。

## 2 事例調査

(1) 概要

保存修理においては、修理内容や作業の様子を来城者に分かりやすく伝える方法、ならびに来城者の満足度向上につながる公開手法の検討を目的として、先行事例2件の調査を実施した。

この調査により、作業の様子を公開することは、職人への視線など一定の配慮を要するものの、来城者が自らの目で工事を見学することで能動的な学びを促す効果があり、満足度の向上につながると考えられる。ただし、短時間の見学のみでは工事の本質を十分に理解することは困難であるため、分かりやすい展示や解説で補うなどの工夫も重要であることも認識した。

(2) 先行事例調査

ア 事例1 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟

この施設は、奈良の歴史文化及び芸術に触れ、「本物にふれる」体験を通じて、新たな視点と感性を育む拠点施設である。日本初の試みとして、4分野の文化財修理工房（彫刻、絵画、歴史的建造物、考古遺物）を通年公開している。あわせてアーティストによる制作活動の公開や未就学児向けプログラムも展開している。

また、国土交通省の重点「道の駅」に選定されており、観光・産業分野との連携を強化しながら、地域活性化の中核施設としての役割を担っている。

歴史的建造物修理工房では、県内神社の部材修繕が行われていた。職人が観覧客に見られながら作業するという、従来にない公開環境であったが、情報発信の場として機能するよう、工夫と柔軟な対応が施されていた。

具体的には、ガラスを二重に設け、その間に取り外した部材などを陳列することで、観覧者にはショーケース越しに作業の様子が見える構造とし、視線を和らげる目隠しの役割も果たしていた。また、職人が公開環境に徐々に慣れることで、作業への支障は最小限に抑えられていた。

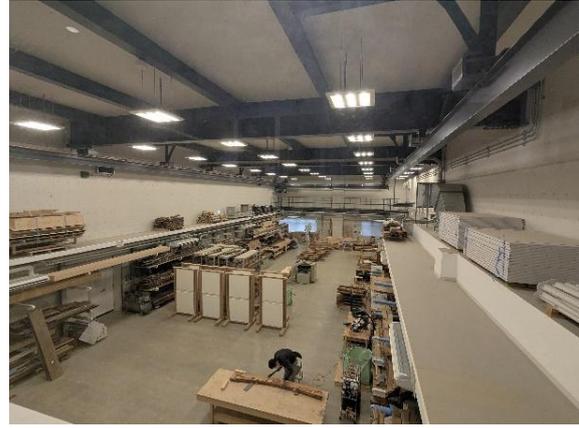


図 5.2.1 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟 歴史的建造物修復工房の様子  
(左：外部、右：内部)

## イ 事例 2 国営平城宮跡歴史公園

この国営公園では、特別史跡平城宮跡の歴史的価値を未来に伝えることを目的として、宮跡内にかつて存在した巨大建造物の復原のほか、平城宮跡に関するガイダンス施設や広場等の公開活用整備が進められていた。

調査時には、第一次大極殿院東楼の復原整備が行われており、工事現場周辺の公開施設等について事例調査を実施した。

### (ア) 第一次大極殿院東楼復原整備の素屋根と見学デッキ

東楼の巨大な鉄骨素屋根の外壁の一面には、原寸の着彩立面図が転写されており、完成への期待感が演出されていた。調査時には、工事の進捗に伴い内部足場が設置されていたため、作業の様子を鮮明に見ることはできなかったが、後述する復原事業情報館の展示で得た知識を補完することで、より深い理解が得られるよう動線やゾーニングが計画されていた（図 5.2.2）。

### (イ) 復原事業情報館

「第一次大極殿院建造物復原整備工事」の取組について、整備の意義や目的を分かりやすく紹介し、復原事業への理解を深めるための施設であった。CG 映像、道具、資料サンプル等を通じて、古代の技術を体験的に学習することが可能であった（図 5.2.3）。



図 5.2.2 東楼鉄骨素屋根と見学デッキの様子

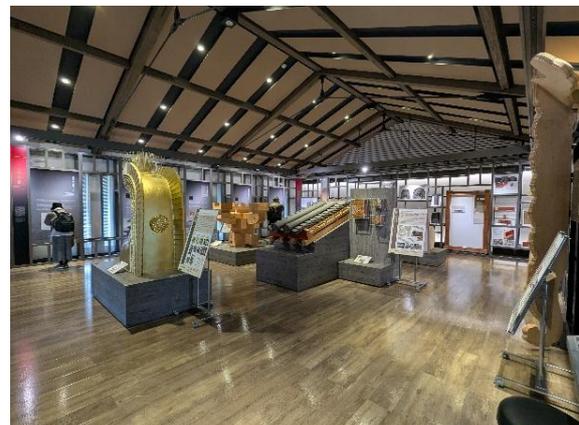


図 5.2.3 復原事業情報館の様子

### 3 現況

#### (1) 概要

二条城では、国宝である対象6棟の一般公開を主軸とし、台所・御清所を MICE や京都市主催事業の会場として活用することで、その価値を最大限に活かした保存と活用を推進してきた。

コロナ禍を経て年間約 200 万人の来城者数が回復する中、インバウンドの増加による来城者の多様化への対応や、ゲリラ豪雨・夏季高温化といった環境変化への適応が喫緊の課題である。

こうした状況と環境変化を踏まえ、運用・施設・設備等に関する諸課題の把握を目的として、現地での施設・設備の現状確認、業務委託先のスタッフへのヒアリングを実施した。

#### (2) 施設・設備の現状確認と関係者ヒアリング

##### ア 元離宮二条城事務所職員による現地確認と意見交換

元離宮二条城事務所職員、本計画策定業務受託者（竹中工務店）とで、公開活用及び運営上の課題・改善点について、現地を巡回しながら意見交換を行った（表 5.3.1、図 5.3.2）。

表 5.3.1 現地巡回による主な意見

対象	意見
対象6棟	部屋-廊下境の建具が視線の妨げになっている。繁忙期・閑散期で建具の有無を変えるといった柔軟な対応が必要。
	閑散期には建具を締め切って、室内から障壁画を鑑賞する特別公開・限定公開を考えても良い。
	平成 28（2016）年頃に透明雨戸を利用した二之丸庭園の公開を行っていたことがある。閑散期の集客事業として再び実施を検討しても良いのではないか。
	人数制限等の運用面の検討は継続しなければならない。
	運用に配慮し観覧ルートを一筆書きにしていることで、順路後半に集中力が持たなくなったり、展示のストーリーが複雑になるデメリットが生じているのではないか。閑散期の集客事業として、時間を区切り、順路に拘らず一棟をじっくり見るような取り組みはどうか。
	下駄箱前の小あがりに土足で上がる来城者が多数おり、改善したい。
	自然光で公開する場合、明るすぎる部分がある。公開に相応しい環境の検討は継続しなければならない。
	車寄から大量の外気が流入することで、廊下の内法長押上障壁画の劣化が著しい。
台所・御清所	台所広間、御清所御料理之間はダイナミックな空間そのものを公開し、展示は最小限とした方が空間の魅力を活かせる。
	台所の御膳所控之間、囲炉裏之間、通之間や御清所附廊下等の畳の部屋には、展示物（二之丸御殿保存修理工事中に取り外した模写画、欄間彫刻等）を置くことで、保存修理工事中にしか近くで見ることのできない機会を来城者に提供してはどうか。欄間彫刻は取り外さない場合もあるため、その際はレプリカや等倍の写真等を展示してはどうか。
	自然光で公開する場合の最も暗い状況を確認するために冬至の夕方に現地確認を行った結果、室内が暗いため足元灯や場所によっては高い位置（長押上）で照らすことも検討した方が良い。



図 5.3.2 元離宮二条城事務所職員と本計画策定業務受託者（竹中工務店）による現地視察と意見交換状況  
（左：台所 右：遠待及び車寄）

### イ スタッフに対するヒアリングと意見交換

京都市との委託契約により、二条城内の警備業務及び出改札案内等業務に従事するスタッフ（以下、「スタッフ」という）に対し、業務上の課題や要望等について、アンケート調査及びヒアリングを実施した（表 5.3.3）。

表 5.3.3 スタッフに対するヒアリング調査の結果

対象	意見
対象 6 棟	個人来城者と団体及び車椅子利用者の出入口動線が交錯し、遠待南廊下付近の混雑と雑然とした状況を招いている。
	下足の履き替えに際し、スペース及び椅子が不足している。
	土足のまま昇殿する来城者が後を絶たない。
	雨天時には雨具の出し入れ等に手間取り、来城者の滞留や雨水持ち込みが生じている。
	乗り換え不可能な車椅子利用者に対する昇殿可否の判断基準が不明確であり、車椅子のまま乗ることが出来る体重計を利用するなどして数値化を含む明確な基準導入が望まれる。
	白書院渡り廊下スロープ及び遠待東縁は、荒天時に雨が吹き込み、天候状況に応じて動線の変更対応が必要になる。
	白書院渡り廊下スロープ通過時、来城者が黒書院と白書院の間の渡廊の外壁に接触し、損傷が見受けられる。
	多様な来城者に対し、注意事項が十分に伝達されていない。
	一部の外国人来城者に対し、日本の文化における「結界」の意図が十分に伝わっていない。
	来城者による驚張りの過剰な床の鳴らし行為や、故意による柱・障子への接触行為が確認されている。
	遠待南入側の照明が不足しており、特に雨天時は暗い。
	夏季には建物内が高温となり、来城者及びスタッフの熱中症リスクがある。
繁忙期には、解説パネル前で来城者の滞留が生じている。	

### (3) 観覧ルート

来城者は、東大手門から入城し、唐門を経て対象6棟へ至る。建物内部への入場は、個人は車寄を、団体及び車椅子使用者は団体用出入口を利用し、それぞれでチケット改札と上下足の履き替えを行っている。しかし、両出入口への動線が交差しているため、滞留が発生しやすい状況となっている。雨天時には雨除けスペースが限られていることから、傘の出し入れ等に手間取り、より滞留が生じやすくなっている。

台所・御清所は、現状では一般公開されていない非公開エリアであり、A工区完了後に新たに公開する。これまで、対象6棟の観覧後は、特別名勝二之丸庭園の一部を通過して本丸御殿へ向かう動線となっているが、今後は台所・御清所への動線も加わる。

対象6棟の内部観覧は、遠侍南廊下から開始し、白書院を経て元の位置に戻る時計回りの一筆書きの分かりやすい動線で構成している。観覧経路は結界により区画され、室内の通行箇所にはカーペットを敷設することで通行範囲を明示するとともに、床板の摩耗防止など文化財保護にも配慮している。混雑しやすい箇所や通路幅が狭い部分にはスタッフを配置し、観覧誘導を行っている。荒天時には、白書院渡り廊下スロープの通行が困難となる場合があり、その際は白書院を公開せず、黒書院で折り返す迂回ルートにより対応している。来城者が過多となった場合には、内部公開のスタート地点である遠侍廊下、人形による演出を行っている大広間周辺、黒書院西側から白書院にかけての狭い通路などで滞留が発生しており、特に遠侍南廊下及び大広間前では、安全かつ円滑な観覧のための対策が喫緊の課題となっている。

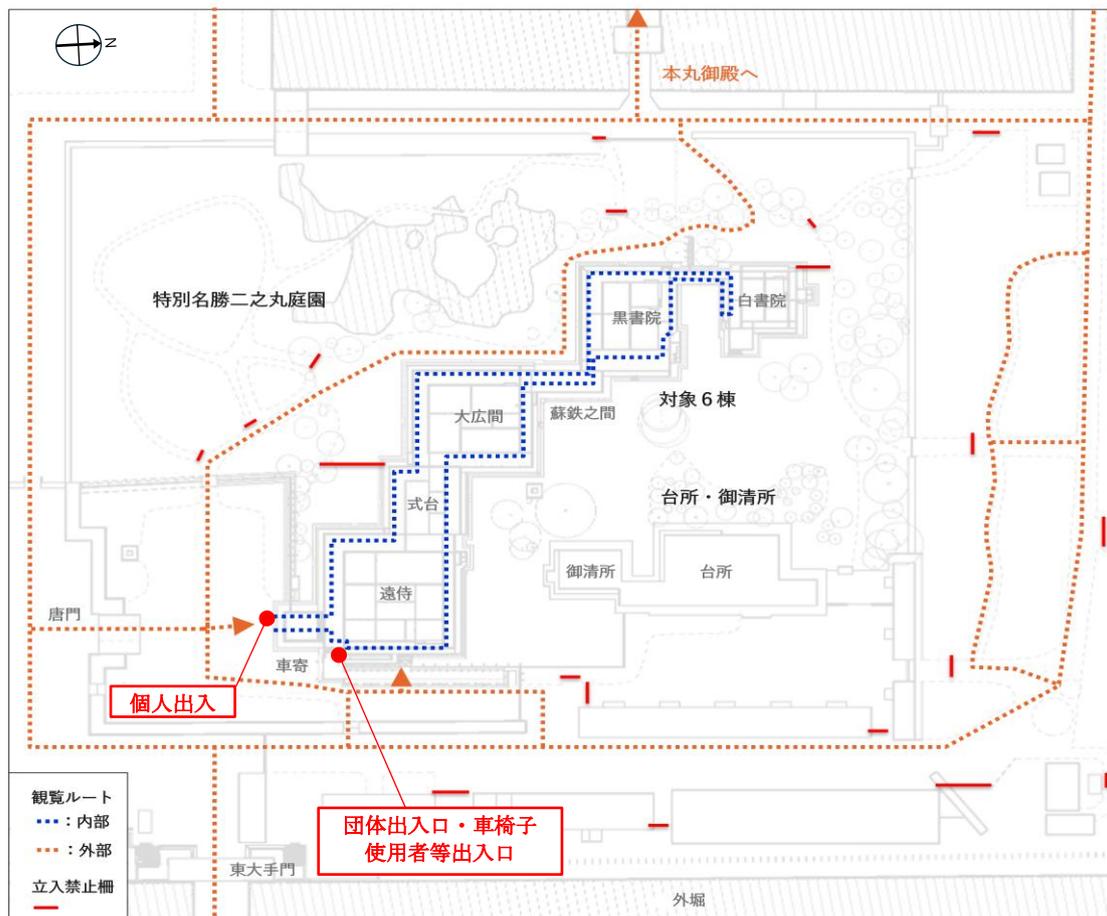


図 5.3.4 二之丸御殿エリアの現状（一般公開時）の観覧ルート

#### (4) 非常時の誘導

二条城では、非常時における京都市職員及びスタッフの行動計画として、消防計画を策定している。本計画は、京都市消防局との調整の上で決定されており、現場運用に即した体制整備が図られているが、来城者増加や外国人来城者比率の上昇といった情勢の変化に対応するため、消防計画は随時更新する必要がある。

#### (5) 対象6棟

##### ア 概要

対象6棟では、本質的価値の伝達と来城者満足度の向上を目指し、多様な手法を講じている。ウェブサイトに見所を掲載し事前学習することができるようにしているほか、観覧時にはパンフレット配布、音声ガイド機のレンタル、そして城内各所に2か国語対応の解説板を設置している。また、人形展示や各室のライティングによる演出を施す工夫をしている。

加えて、来城者の安全確保と文化財保護の両立を図るため、公開に資する什器や養生設備を設置し、スタッフによる監視・誘導を継続的に実施している。

しかしながら、年間約200万人に達する来城者数、インバウンド回復に伴う来城者の多様化、さらにはゲリラ豪雨や夏季高温化といった自然環境の変化を踏まえると、現状の取り組みのみでは、文化財的価値の伝達・来城者の満足度向上、安全確保・文化財保護のすべてを同時に達成することは困難な状況である。特に、観覧時の滞留は、来城者の安全確保及び文化財そのものの保存に影響を及ぼす可能性があるため、公開活用計画全体の最適化と早急な対策が喫緊の課題である。

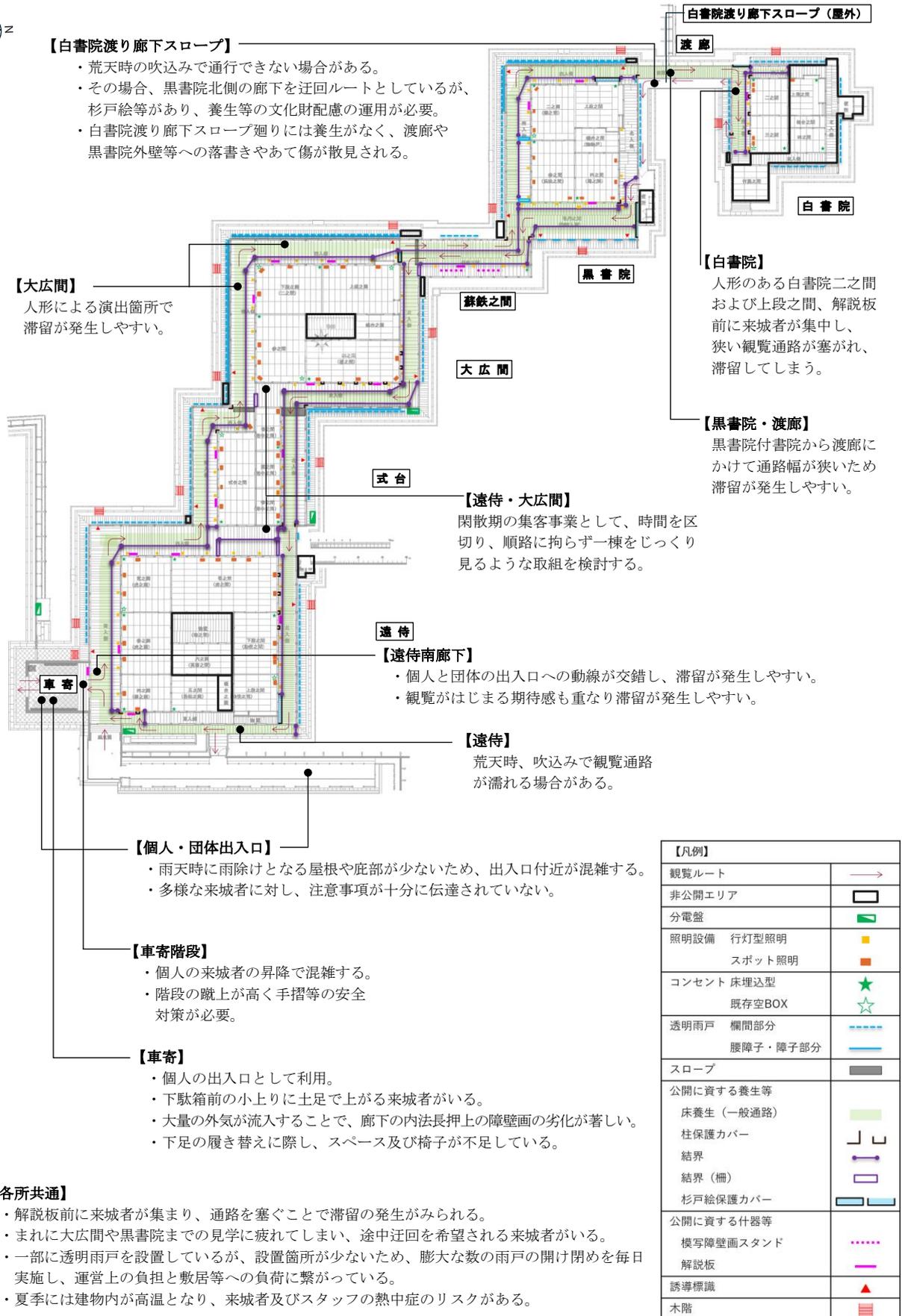


図 5.3.5 対象 6 棟の現状調査図

## イ 電気設備

### (ア) 配線

電気設備は床下及び床上に配線されている。通信設備は床下及び長押上に配線されており、床下配線の一部は金属管内に納められているが、露出配線が多い。更新時には、獣害対策や施工性・メンテナンス性を考慮した配線計画が求められる。床上配線は管の固定が困難なため、配線モール等による露出配線となっており、乱れのない意匠的配慮が必要である。

### (イ) 照明

観覧ルートには行灯型照明が配置され、室内側には障壁画等を照らすスポット照明が設置されている。非公開エリアには照明が未設置であるため、今後公開を目指すエリアには照明の増設が必要である。現在は棟ごとに設けられたスイッチで電源の操作を行っており、遠隔操作や一括管理、エリア別管理はできない。

### (ウ) コンセント

室内には、床板を切り込んで埋め込まれた既設の床埋込型コンセント BOX が点在している。これらは照明設置以前に掃除機等の使用を目的として設置されたものである。加えて、撤去済の通信線を送っていた空の BOX も残されている。公開範囲の拡大や照明演出の再計画に際しては、既存 BOX の活用や不足分の増設が必要となるが、床の切り込みによる文化財への影響は最小限に抑える必要がある。

## ウ 通信設備

入城管理システム（チケットの販売・改札・着券処理）は携帯電話回線を使用し、内線電話は構内交換機を介した既存回線を利用している。公衆無線 Wi-Fi は未整備である。

## エ 放送設備

建物内には館内放送設備が設置されておらず、城内イベントの告知や退城時間の案内など、情報提供のための放送設備整備が求められる。

## オ 透明雨戸

二之丸御殿外周部で床上には腰障子（一部は板戸）、内法長押上には欄間が取り付けられている。

### (ア) 腰障子部分

外光の効果的な取り込みが必要であるが、既存の雨戸・板戸をすべて開閉することは運営上の負担が大きく困難である。加えて、開閉時の振動や摩擦が敷居等に負荷を与え、経年劣化を促進する要因となる。障子越しの採光では紫外線が透過し、障壁画保護の観点からも課題がある。これらの対策として、紫外線及び熱線カットフィルターを貼付した透明樹脂板（透明雨戸）への一部置き換えを実施している。透明雨戸は採光に有効であるが、照度過多による障壁画への影響や、室内の温度上昇の懸念があるため、紫外線及び熱線カットフィルターの併用が不可欠である。今後は観覧ルート of の設計に応じて導入範囲を検討する必要がある。

(イ) 欄間部分

欄間には雨戸が設けられておらず、軒により風雨が遮られているが、強風時の吹き込みを防ぐため半透明の樹脂板が設置されている。腰障子と同様に紫外線・熱線対策を考慮した改善が必要である。

カ スロープ

棟ごとに床高が異なるため段差が生じており、式台～大広間、大広間～蘇鉄之間などの大きな段差には木製スロープを設置している。部屋内を立入範囲とする場合、部屋と廊下間にもスロープが必要となる。廊下幅員が限られるため、整備時には観覧ルートとの調整が必要である。

キ 公開に資する養生・什器等

(ア) 柱保護カバー

落書き等の悪戯対策として、観覧ルートから手が届く範囲の柱に保護カバーを設置している。素材（茶褐色透明樹脂板）や形状（柱幅より見付幅が大きい）には意匠的改善の余地がある。構造上取り外しが困難で清掃ができず、埃が溜まりやすい点も課題である。結界が設置されているにもかかわらず、手が届く範囲に保護カバーがある箇所も見られる。これはこれまでの段階的な整備により統一感が図れなかったものと考えられるため、今回の工事に合わせて要否の整理が必要である。

(イ) 結界

悪戯防止や立入範囲の明示を目的として結界を設置している。木製支柱をロープで繋ぐ仕様であるが、来城者が触れると倒れやすく、改善の余地がある。結界の位置は観覧ルートに応じて適切に決定する必要がある。

(ウ) 杉戸絵等保護カバー

障壁画の多くは重要文化財（美術工芸品）であるため、展示収蔵館にて別置保存されており、元の位置には原仕様で複製した模写障壁画を設置している。悪戯防止策として、観覧ルートから手が届く範囲の杉戸には保護カバーを設置している。保護カバーは木製枠に透明樹脂板を固定する仕様であるが、枠の断面が大きく、障壁画の鑑賞を妨げている。さらに、取り外しが困難で清掃しづらく、埃が溜まりやすい点も改善が求められる。

(エ) 模写障壁画スタンド

模写障壁画（杉戸）を原位置に嵌めると観覧ルートの幅員が確保できない場合があり、別置保存しているものがある。大広間と蘇鉄之間、黒書院と蘇鉄之間の間に設置されていた杉戸は、原位置に近い蘇鉄之間の観覧通路に面して意匠性の異なる木製フレームのスタンドで展示している。修理後に通行の支障となる杉戸が出た場合は、原位置の近傍に展示することが望ましい。その他展示に際しては、転倒対策と意匠配慮を兼ねたスタンドの計画が必要である。

#### ク 解説板・サイン

平成 28 (2016) 年度に城内解説板・サインを総合的に見直した。殿内では文化財への理解促進のため、観覧通路の要所に諸室の解説板を設置している。注意喚起は 7 か国語対応、解説板は日本語・英語の 2 か国語対応を基本とし、8 か国語対応のパンフレットと併用して理解を促している。この見直しは文化庁のハンドブックで多言語化の好事例として紹介された。一方、繁忙時には解説パネル前に人だかりができ、通路を塞ぎ滞留の原因となっている。今後は保存修理の成果を踏まえた内容更新に加え、設置場所の適正化や新たな案内手段の導入が課題である。

#### ケ 空気調和換気設備

観覧ルートは時間帯によって来城者の密度が高く、室温が上昇しやすい。一方で建物内は広く気密性も低いいため、建物内の空気調和の実現は困難である。文化財としての価値を損なわずに室内機を設置することも難しいため、設備計画には慎重な検討が必要である。

#### コ 非常口・誘導標識

建物外周の腰障子において、通常は悪戯防止のため敷居につっかえ棒を置き、非常時は、誘導標識を貼った腰障子の非常口のつっかえ棒を取り外し、木階を通り地上に避難する計画としている。非常口の位置は観覧ルートに応じて適切に決定する必要がある。また、この誘導標識は、意匠に配慮して和紙風の素材を使用している。これらの非常口と誘導標識の場所や素材については、京都市消防局と調整の上、決定している。

#### サ 木階

避難に使用する木階の位置は観覧ルートや非常口に応じて適切に決定する必要がある。木階は、重要文化財指定範囲内であるものの、近年の後補部材であり、腐朽が確認されているため、腐朽部分の更新を要する。

#### (6) 台所・御清所

台所・御清所は、これまで一般公開されていなかった建物で、現状ではイベント等の会場として活用している。活用時は仮設設備で対応しており、常設設備は未整備だが、一部に過去の残置物が確認された。

公開にあたっては新たな観覧ルートの設定が必要で、ルートの明示や手が届く範囲の養生には現況に応じた適切な対応が求められる。各諸室の床レベルが高く、特に土間からの昇降が課題である。展示スペースとして現状は全くの未整備であるため、建物の魅力に加え、保存修理工事や歴史に関する情報発信のための什器等の整備が必要である。対象 6 棟の現況分析を参考に、台所・御清所の実情に応じた対応が求められる。

## (7) 対象6棟周辺施設

### ア 概要

対象6棟の周辺には、公開及び活用に資する一般建築物が建っている。これらの建物は素屋根の建設に支障をきたすため、一度解体し、復旧する必要がある。なお、これらの建築物を撤去し、そこに備わっていた公開・活用のための機能を、国宝である対象6棟本体に集約することは、保存の観点から困難である。そのため、周辺施設を復旧する際には、必要な機能を付加することで、来城者に対する利便性や快適性を向上させることが求められる。

### イ 観覧出入口（車寄入口及び団体用出入口）・警備ボックスの整備

D工区における素屋根建設に支障をきたすため、これらの施設は一度解体し、復旧する必要がある。復旧にあたっては、観覧ルート上の課題を解決するため、必要な機能を付加することが求められる。

### ウ 車寄倉庫

D工区の素屋根建設に支障となるため、一度解体し、復旧する必要がある。

### エ 白書院渡り廊下スロープ

A・B工区の素屋根建設時に支障となるため、一度解体し、復旧する必要がある。復旧に合わせ、構造等を改善することで、建物の性能を向上させる（雨の吹き込み対策、安全性向上）。黒書院、白書院、渡廊の外壁に悪戯の被害を受けているため、対策が必要である。

## 4 計画

### (1) 工事期間中の観覧ルート

#### ア 概要

工区ごとに、公開可能な工事前・工事完了後の棟と、公開できない工事中の棟が混在し、状況が変化するため、現状の観覧ルートを維持することは困難である。そこで、工事期間中においては、工事前の棟、工事中の棟、工事完了後の棟を巡る新たな観覧ルートを設定し、その成立に必要な施設及び機能を計画する。

工事期間中は、来城者に一定の不便が生じることが想定されるが、安全性の確保に加え、工事中ならではの見所を盛り込んだ計画とする。見所の例としては、保存修理工事に関する情報発信や、工事期間限定で楽しめる特別名勝二之丸庭園の特別な眺望などが挙げられる。

観覧ルートは、来城者が国宝・重要文化財（建造物）を毀損することのないよう慎重に計画し、手の届く範囲には適切な養生等を施す。計画地は史跡であり、部分的には特別名勝にも該当するため、これらの記念物の保存に最大限配慮した計画とする。

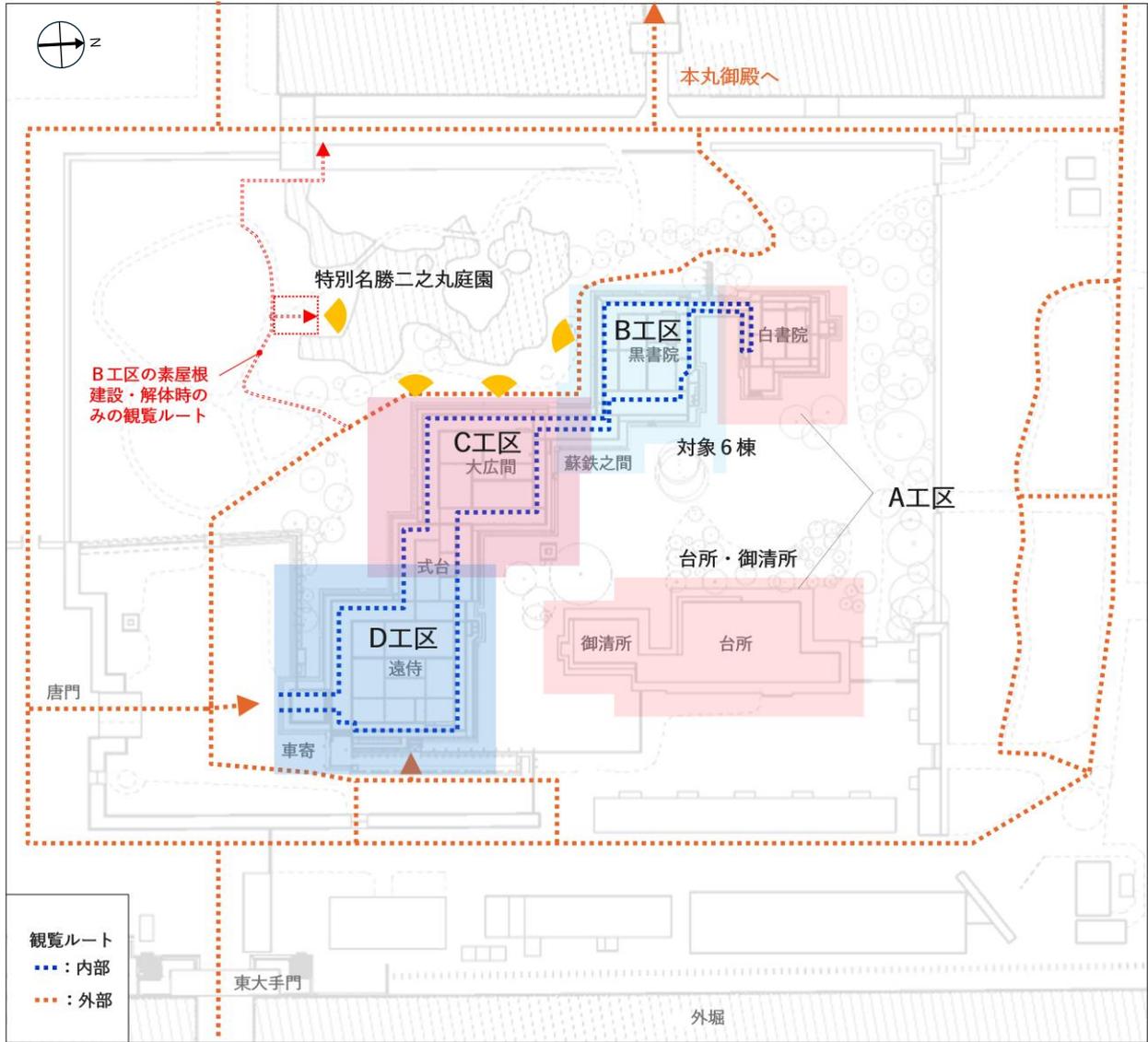


図 5. 4. 1 二之丸御殿保存修理工事の工区分けと現状の一般公開観覧ルートの重ね合せ図

## イ 観覧ルート

各工区の観覧ルートと工事中の必要な施設を下表に示す。

表 5.4.2 各工区の観覧ルートと工事中の必要施設

<p style="text-align: center;"><b>A工区</b> 台所・御清所・白書院</p>	<p style="text-align: center;"><b>B工区</b> 黒書院・蘇鉄之間</p>
<p>遠待から黒書院の区間については、現状のルートとする。</p>	<p>遠待から大広間の間は、現状のルートとする。白書院の西面に透明雨具をはめ込み、昇降台を仮設して外から室内を観覧する。素屋根西側には、仮設迂回路（外部観覧ルート）を設置する。素屋根建設・解体時は特別名勝二之丸庭園を通行する代替の外部観覧ルート（特別名勝仮設園路）を整備する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>C工区</b> 大広間・式台</p>	<p style="text-align: center;"><b>D工区</b> 遠待・車寄</p>
<p>式台・遠待の区間と黒書院、白書院については、現状のルートとする。式台・遠待と黒書院の区間は、渡り廊下を仮設して動線を繋げる。素屋根西側には、仮設迂回路（外部観覧ルート）を設置する。工事期間中にしか見ることのできない視点場（仮設デッキ）も提供する。</p>	<p>大広間の南面に仮設の出入口を設ける。大広間から白書院の区間については、現状のルートとする。工事期間中にしか見ることのできない視点場（仮設デッキ）を提供する。</p>

## (2) 工事後の観覧ルート

### ア 観覧ルート・ゾーニング

#### (7) 対象6棟への出入

現状、個人と団体・車椅子利用者の出入口が分かれているため、車寄から遠侍東側にかけて来城者が交錯し、フォトスポットでもある遠侍及び車寄南側正面付近が雑然としている。

この課題を解消するため、新たな観覧出入口を遠侍東側に集約し、動線の交錯を抑制するとともに滞留の緩和を図る。なお、この整備はD工区以降に実施予定であり、本計画の見直し時に具体化する。

#### (4) 対象6棟内の観覧ルート・ゾーニング

内部観覧ルートは、遠侍南廊下から開始し、白書院を経て元の位置へ戻る時計回りの一筆書き順路を基本とする。現状とほぼ同様であるため、今後も混雑しやすい箇所や通路幅の狭い部分にはスタッフを配置し、誘導を行う必要がある。加えて、静止観覧ルート・追越観覧ルート・迂回通路を設けることで、来城者の滞留解消を図る。迂回通路の活用により、閑散期には時間を区切って順路にとらわれず特定の棟をじっくり観覧できるプログラムの導入も可能となり、観覧体験の質向上に寄与する。

白書院渡り廊下スロープの撤去及び復旧に加え、黒書院北側への庇設置を検討し、荒天時でも通行可能なルートを確保することで、白書院手前での迂回を回避する。また、新たな観覧出入口の整備により動線の交錯が抑制された場合には、遠侍二之間から四之間にかけてガイダンスや注意事項の説明を実施し、これらを連携させることで観覧の円滑化を促進する。更新予定の観覧出入口には重点的に空調を施すことで、来城者が一時的に休息を得られ、夏季における熱中症対策としても有効である。

#### (4) 台所・御清所内の観覧ルート・ゾーニング

台所・御清所は保存修理の成果、建物の特徴、二条城の歴史（二条在番の墨書等）、及び文化（和食等）に関する情報発信の場とし、B工区以降の工事中的棟の補完コンテンツの役割を担う。

建物の特性に応じ、空間そのものを見学できる見学スペースと展示スペースを明確に区分したゾーニング計画とする。見学スペースでは、台所広間のダイナミックな小屋組や、御清所御料理之間の囲炉裏を中心とした開放的な空間を、ライティング等を活用し、来城者が体感的に理解を深めることが可能な演出を行う。展示スペースでは、保存修理工事の解説や二条城の歴史・文化に関する詳細な情報を提供する。

内部観覧ルートは台所土間から御清所を経て元の位置へ戻る一筆書きの順路を基本とする。対象6棟より空間が広いいため緩やかな人流制御が可能だが、円滑な導入は重要で、台所土間に昇降設備を設ける必要がある。土間から広間へ上がってすぐのLEDビジョンでガイダンス・注意事項動画を提供し、その後のスムーズな観覧を促す。15畳の畳間である台所物置を重点的に空調し、休憩スペースとして夏季の熱中症対策に資する空間を整備する。

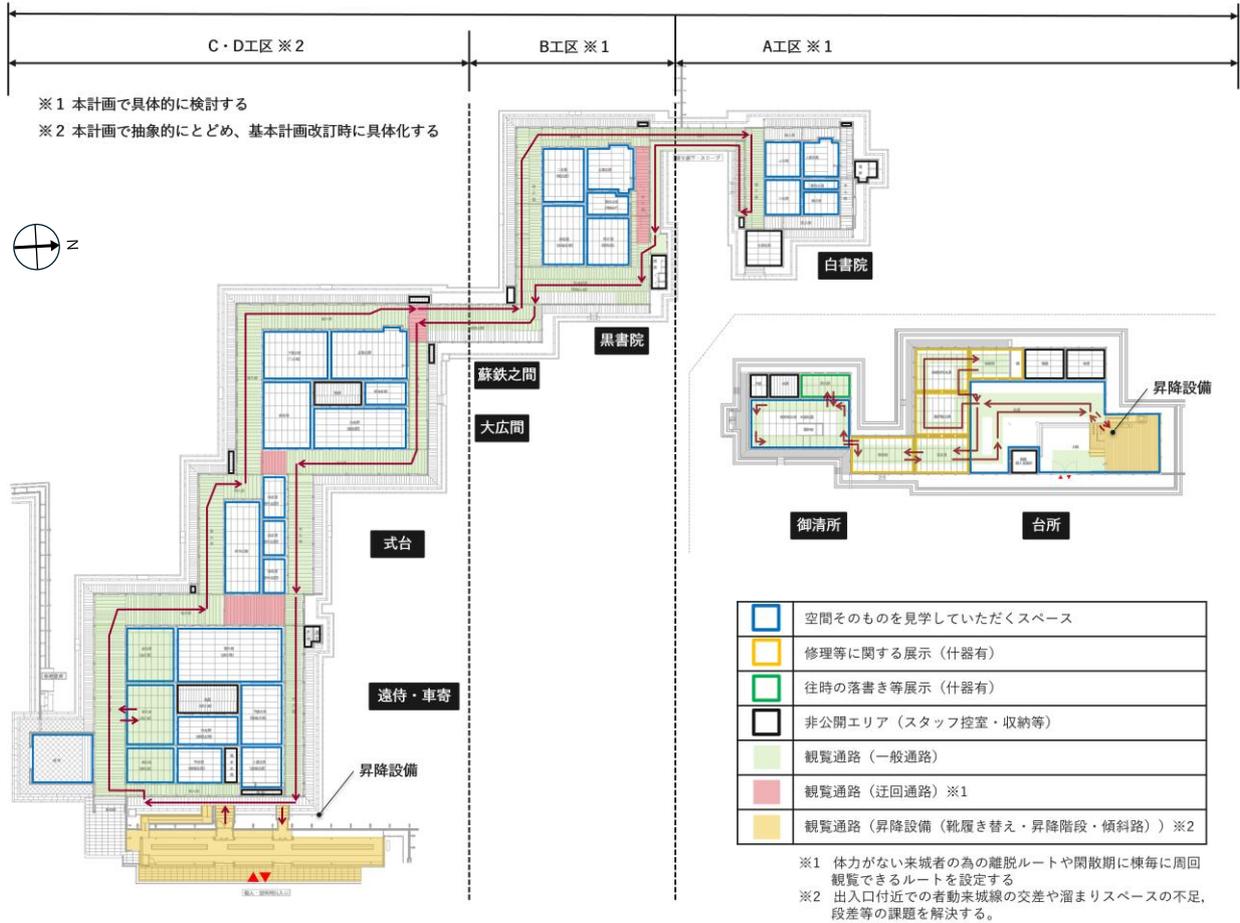


図 5.4.3 二之丸御殿の観覧ルートとゾーニング

イ 非常時の誘導

現行の消防計画は、今後予想される来城者数の増加や外国人来城者比率の上昇といった情勢の変化に対応するため、随時更新を行う必要がある。また、天候や季節によって公開範囲を変更する計画があることから、消防計画にもそれらの変更に対応可能な柔軟性を持たせる必要がある。

加えて、非常時における安全確保のための具体的な対策も併せて検討・反映することが求められる。

### (3) 対象6棟

#### ア 概要

二条城では、年間約200万人の来城者に加え、インバウンドによる来城者の多様化や自然環境の変化といった課題に対応するため、公開活用の最適化が喫緊の課題となっている。特に観覧時の滞留は、安全確保及び文化財保護に影響を及ぼす可能性があるため、早急な対策が求められる。

#### (7) 滞留対策

静止観覧ルートと追越観覧ルートをカーペットの色分けなどで明確に区別し、仕様の工夫によって人流を制御し、滞留の発生要因を抑制する。また、個人・団体の出入口を遠侍東側に集約することで動線の交錯を抑え、滞留の緩和を図る。さらに、出入口付近で室内ガイダンスと連携させることで、来城者の文化財への理解を促進し、観覧の円滑化につなげる。

この出入口集約は、外気の流入を抑制することで文化財保護に寄与するとともに、車寄からの建物内への出入りを回避することで、車寄付近の雑然とした人流を抑え、景観の改善にもつながる。

#### (イ) 文化財を伝え、文化財を守る

室内ガイダンスにより注意事項を説明し、観覧ルールへの理解を促す。既設の公開に資する什器や養生などの設備については、必要な機能を再設定し、意匠性と機能性、文化財保護の両立を図る。

#### (ロ) 安全な公開運営

来城者の安全確保のため、バリアフリー対応のスロープ等を導入する。体調不良時や緊急時における観覧者のスムーズな離脱を可能とする迂回通路を新たに設定する。夏季の熱中症対策としては、更新予定の観覧出入口に重点的に空調を施し、快適な公開環境を提供する。

また、閑散期には時間を区切り、順路にとらわれず特定の棟をじっくり観覧できるプログラムの導入を検討し、観覧体験の質の向上を図る。

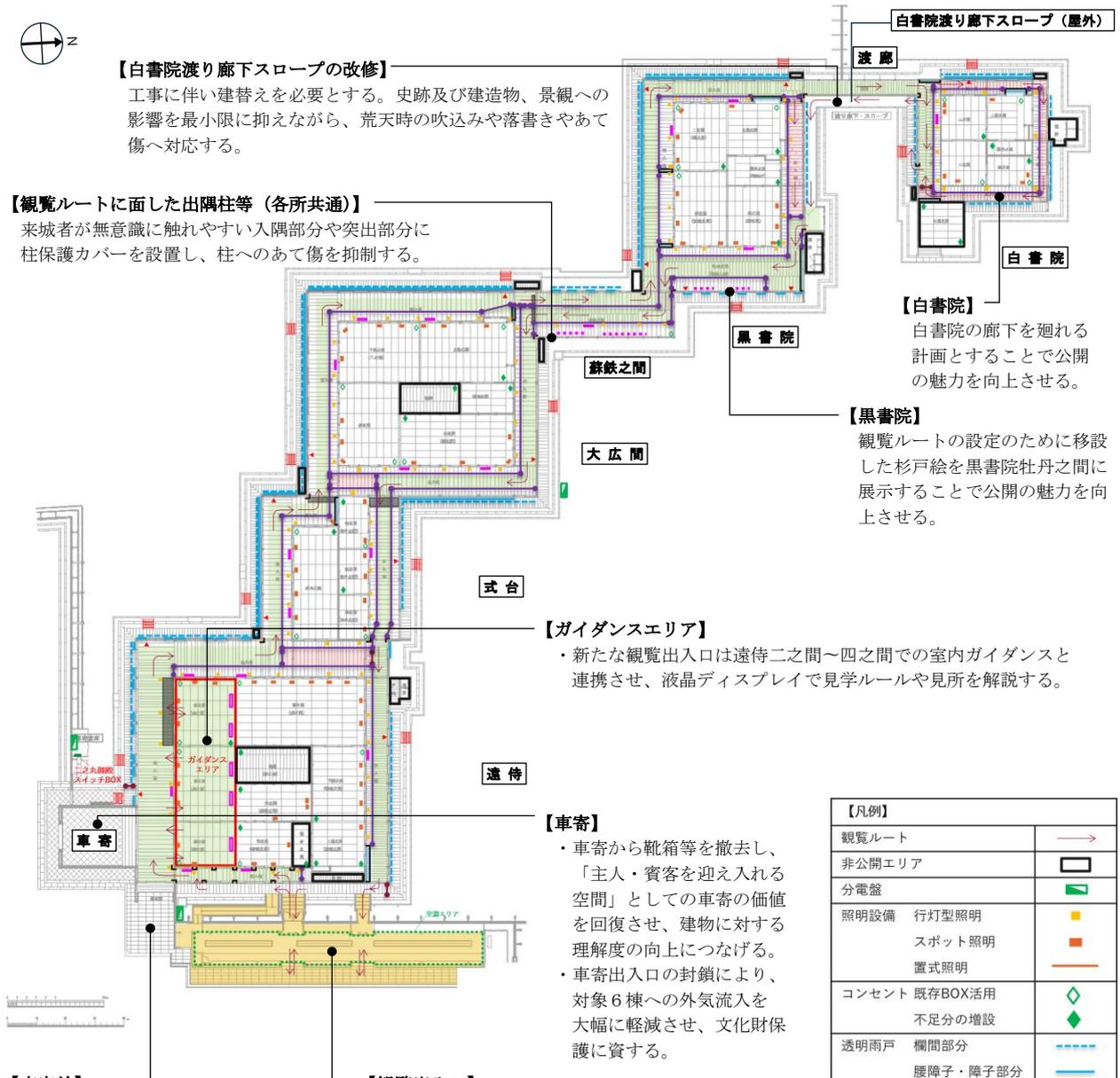


**【白書院渡り廊下スロープの改修】**

工事に伴い建替えを必要とする。史跡及び建造物、景観への影響を最小限に抑えながら、荒天時の吹込みや落書きやあて傷へ対応する。

**【観覧ルートに面した出隅柱等（各所共通）】**

来城者が無意識に触れやすい入隅部分や突出部分に柱保護カバーを設置し、柱へのあて傷を抑制する。



**【白書院】**  
白書院の廊下を廻れる計画とすることで公開の魅力を向上させる。

**【黒書院】**  
観覧ルートの設定のために移設した杉戸絵を黒書院牡丹之間に展示することで公開の魅力を向上させる。

**【ガイダンスエリア】**

・新たな観覧出入口は遠待二之間～四之間での室内ガイダンスと連携させ、液晶ディスプレイで見学ルールや見所を解説する。

**【車寄】**

・車寄から靴箱等を撤去し、「主人・賓客を迎え入れる空間」としての車寄の価値を回復させ、建物に対する理解度の向上につなげる。  
・車寄出入口の封鎖により、対象6棟への外気流入を大幅に軽減させ、文化財保護に資する。

**【車寄前】**

観覧出入口の整備により、段階的な増床による雑然とした印象を払拭し、二条城の「顔」としてふさわしい整然とした景観を創出する。

**【観覧出入口】**

・個人・団体・車椅子利用者の出入口を集約し、遠待での動線交錯や群衆滞留の解消、安全性の向上を図る。  
・出入口を専用施設化し、土足での誤入城を防止、空調による休憩環境を整備し、夏季の熱中症対策とする。  
・深い庇により雨天時の出入りを円滑化すると共に、建物内部への雨水の持ち込みを軽減させる。

**【各所共通】**

- ・観覧ルートに面した杉戸絵保護カバーは、意匠性・視認性を損なわずメンテナンス性にも配慮した計画とする。
- ・結界は、悪戯防止・立入範囲明示の目的を維持しつつ、転倒しにくい構造に改善する。
- ・腰障子・欄間部分の透明雨戸は継続・拡大を図る。紫外線、熱線のカットや調光等の機能を改善し、適切な採光を確保しつつ文化財の保護を徹底する。
- ・観覧通路は、カーペット等で床養生する。カーペットの色を分け、静止観覧ゾーン・追越観覧ゾーンを示す。
- ・体調不良時や緊急時における来城者のスムーズな離脱を可能とする迂回通路を設定する。
- ・時間を区切り、順路にとらわれず特定の棟をじっくり観覧できるプログラムの導入を検討する。

※対象6棟の避難経路は現況のまま（京都市消防局確認）

【凡例】	
観覧ルート	→
非公開エリア	□
分電盤	■
照明設備	■
行灯型照明	■
スポット照明	■
置き照明	■
コンセント	◇
既存BOX活用	◇
不足分の増設	◇
透明雨戸	---
欄間部分	---
腰障子・障子部分	---
スロープ	■
公開に資する養生等	
床養生（一般通路）	■
床養生（迂回通路）	■
柱保護カバー	┌┐
結界	┌┐
結界（柵）	┌┐
杉戸絵保護カバー	┌┐
公開に資する什器等	
模写障壁画スタンド	.....
解説板	┌┐
展示ケース・展示台	┌┐
映像展示	┌┐
補完コンテンツ展示	⊙
空調設備	■
室内機	■
室外機	■
昇降設備	■
誘導標識	▲
木階	■

図 5.4.4 対象6棟の整備計画図

## イ 電気設備

### (ア) 配線（通信設備共）

床下配線はすべて金属管内に通し、露出箇所をなくすことで、害獣対策及びメンテナンス性の向上を図る。床上配線については、直接床への固定が困難な現状を踏まえ、意匠を損なわないよう隠蔽化や目立たない素材の選定を行い、美観と機能性を両立させる。

### (イ) 照明

現行の行灯型照明及びスポット照明の配置は維持しつつ、新たに公開されるエリアへの照明設備の増設を計画する。併せて、棟ごとのスイッチ運用を見直し、遠隔・一括・エリア別管理が可能な照明制御システムを導入する。これにより、運用効率の向上と障壁画等の積算照度管理を実現し、観覧環境と文化財保護の両立に資する最適な光環境の継続的な提供を図る。

### (ウ) コンセント

新たな照明計画に伴うコンセント増設に際しては、既存の埋込型コンセント BOX の活用を基本とし、不足分については増設を行う。ただし、床の切り込みは最小限に抑えることで、文化財への影響を軽減しつつ、必要な電源供給を確保する。

## ウ 通信設備

入城管理システムの LAN 化、内線電話の IP 電話化、公衆無線 Wi-Fi 環境の整備による高度化を目指す。各システムの詳細仕様は、今後のシステム供給事業者選定時に検討する。将来的には光ケーブルによる情報通信基盤を整備し、効率的かつ安定した通信環境の構築を図る。

## エ 放送設備

建物内には放送設備が未設置であるため、城内イベントの告知や退城案内などの情報提供を可能とする館内放送設備の新設を計画する。放送用アンプは建物内に設置し、事務所に設置したりモコンマイクから遠隔で放送可能な仕様とする。事務所から建物間の幹線は光ケーブルで接続する。

## オ 透明雨戸

### (ア) 腰障子部分

現行の透明雨戸の利点を踏まえ、導入の継続・拡大を図る方針である。ただし、過度な光の取り込みによる障壁画への影響や内部温度上昇の課題に対しては、紫外線及び熱線カット性能を高めたフィルターの採用に加え、透過率の調整可能な仕組みや調光機能の導入も視野に入れる。これにより、適切な採光を確保しつつ文化財の保護を徹底する。また、既存雨戸の開閉に伴う敷居等への物理的負荷の軽減にも寄与する。新たな観覧ルートの設計を踏まえ、透明雨戸の導入範囲と箇所を詳細に検討する。

(イ) 欄間部分

欄間部分に設置されている半透明樹脂板については、風雨の吹き込み防止機能を確保する必要がある。その上で、腰障子部分と同様に紫外線や熱線に対する防御機能の付与が不可欠である。素材選定にあたっては、機能性・耐久性・透過性・意匠性を総合的に評価し、最も適切な樹脂板の導入を目指す。

カ スロープ

棟ごとの床高の段差が大きい式台～大広間、大広間～蘇鉄之間については、既存に倣い木製の段差解消スロープを設置する。遠侍二之間～四之間で計画している室内公開・ガイダンスにおいては、室内と廊下の大きな段差に対し、車椅子使用者や歩行が困難な方に配慮したスロープや踊り場の設置を進める。設置箇所は、室内公開・ガイダンスの手法に合わせて決定する。

キ 公開に資する養生・什器等

(ア) 床養生

観覧通路は、カーペット等で床養生する。カーペットの色を分け、静止観覧ゾーン・追越観覧ゾーンを示す。

(イ) 柱保護カバー

落書き等の悪戯対策と意匠性・メンテナンス性の両立を目指す。固定方法は、直接的な材料への影響を避けるため緩衝材を介したものとし、釘などによる固定は最小限にとどめる。容易に取り外せる構造とすることで清掃しやすくし、埃の堆積を防止する。設置箇所は、観覧ルート上で離隔や結界の設置が困難な場所に限定する。段階的な整備によって柱保護カバーと結界が重複している箇所については、今回の修理工事にあわせて要否を整理する。なお、設備による対策が困難な箇所については、スタッフの配置や注意喚起表示により対応し、文化財保護と観覧環境の維持を図る。

(ロ) 結界

落書き等の悪戯防止や立入範囲の明示という目的を維持しつつ、来城者が触れても転倒しにくい構造へと改善する。これにより、文化財保護と観覧性の両立を図るとともに、観覧ルートに応じた最適な配置を可能とする。

(ハ) 杉戸絵保護カバー

杉戸絵の意匠性・視認性を損なわず、文化財保護とメンテナンス性の向上を目的とする。紫外線カットと透過性に配慮した軽量素材を採用し、枠の形状や色彩は杉戸の縁に合わせて工夫を施す。固定方法は緩衝材を介し、直接的な釘打ちを避ける。容易に取り外せる構造とすることで清掃しやすくし、埃の堆積を防止する。

#### (オ) 模写障壁画スタンド

原位置に設置できない模写障壁画を展示するために、黒書院牡丹之間等の新たな展示空間の活用を検討する。期間ごとの展示替えを導入し、多様な作品の公開機会を創出する。スタンドは杉戸絵本来の意匠性を尊重し、枠形状や色彩に配慮するとともに、展示品の転倒防止にも配慮する。これにより、文化財の魅力を最大限に伝え、来城者の理解を深める展示計画とする。

#### ク 解説板・サイン

平成 28 (2016) 年度の見直しにより、対象 6 棟の解説板・サインは多言語対応を強化し、文化財理解促進に寄与している。一方、繁忙期には解説パネル前で滞留が発生する課題があるため、今後は保存修理の成果を踏まえた内容更新に加え、解説板の適切な設置場所の選定と、新たな案内手段の創出が必要である。

具体策として、遠侍二之間～四之間において室内ガイダンスの導入を検討する。液晶ディスプレイを配置し、動画によって文化財保護のための見学ルールや殿内の見所の事前解説を行うことで、観覧通路の円滑化と来城者の理解度向上を図る。

#### ケ 空気調和換気設備

文化財としての価値を損なわずに広範囲の空調を行うことは困難であるため、快適で安全な室内環境の確保には、運用面での収容人数の適切なコントロールが不可欠である。床置き型のサーキュレーター等を配置し、室内に緩やかな空気の流れを創出することで快適性と安全性を高める。観覧ルート全体の空調が難しい現状を踏まえ、観覧出入口を重点的に空調し、特に夏季における熱中症対策を講じる。

#### コ 非常口・誘導標識

非常口・誘導標識は、悪戯防止のため障子の開閉箇所を限定し、和紙風の標識を設置している。非常口の位置は京都市消防局との調整を経て定めており、原則として現行配置を維持する。

今後、観覧ルートの変更が生じた際には、文化財保護と来城者の安全確保を両立させるため、適切な追加設置を進める。

#### サ 木階

非常口から地面への動線として使用する木階については、腐朽が確認された部材（近年の後補部材）を保存修理工事の対象外とし、公開活用整備の一環として更新を行う。配置は原則として現状を維持しつつ、今後の観覧ルート変更に応じ、追加設置も検討する。

#### (4) 台所・御清所

##### ア 概要

台所・御清所は、これまでイベント等の会場として活用され、公開を行ってこなかったため既存設備がなく、現状を踏まえた整備が求められる。文化財的価値への理解促進と来城者の満足度向上を目的として、B工区以降は工事中の棟を補完するコンテンツとして重要な役割を担い、修理成果や建物、歴史・文化に関する展示発信を行う。建物の特性に応じて、空間鑑賞エリアと情報展示エリアを明確に区分したゾーニング計画を策定する。

##### (7) 滞留対策

台所・御清所は、対象6棟に比べて広間等の空間が広いとため、内部での人流制御は不要であるが、出入口付近と土間での円滑な滞留対策が重要である。特に広間と土間間の1.1mの高低差や高い蹴上の階段が課題である。

この対策として、バリアフリーに配慮した車椅子リフト・スロープ・補助階段や靴脱ぎ場・下足箱・ベンチによる履き替え機能などの昇降設備を整備し、改札機能も集約する。これにより、入口での滞留を防ぎ、来城者のスムーズな公開運営を図る。

##### (イ) 文化財を伝え、文化財を守る

文化財的価値の伝達と保護を目的として、各種設備の新規導入を行う。広間にはLEDビジョンを配置し、見学ルールや見所を動画で事前解説することで、来城者のルール理解と理解度向上を促す。

さらに、要所には液晶ディスプレイ・解説板・取外部材展示用什器等を設け、修理成果や建物、歴史・文化の展示発信を行う。

##### (ウ) 安全な公開運営

来城者の安全確保のため、バリアフリー対応のスロープ等を新設する。広範囲な空調が困難なため、15畳の畳間である台所物置を重点的に空調し、夏季には休憩スペースとして提供することで熱中症対策を講じる。非常口・誘導標識は新たに設定し、木階を適切に配置することで、安全な避難経路を確保する。

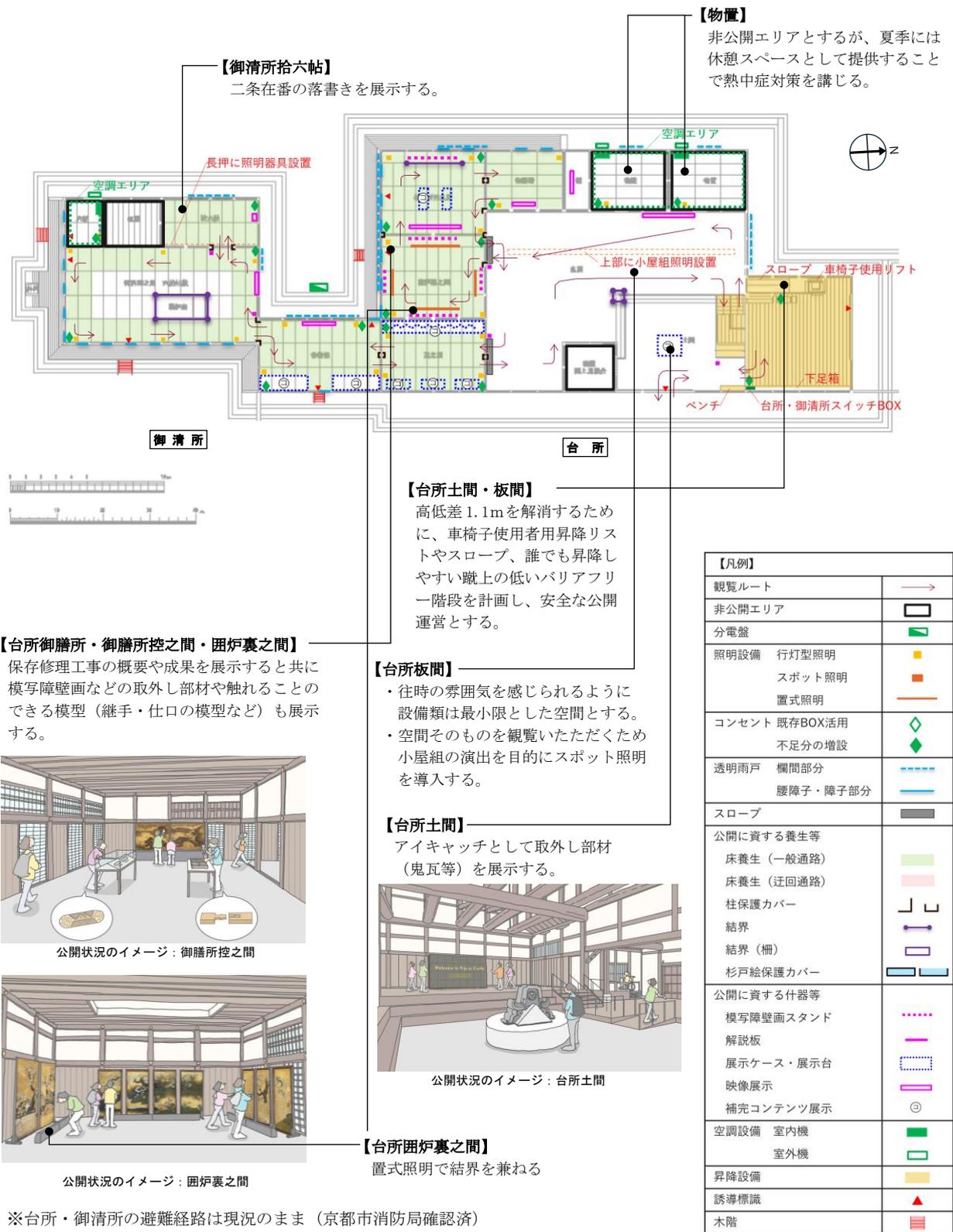


図 5.4.5 台所・御清所の整備計画図

## イ 電気設備

### (ア) 配線（通信設備共）

床下配線はすべて金属管内に通し、露出箇所をなくすことで、害獣対策及びメンテナンス性の向上を図る。床上配線については、固定が困難な現状を踏まえ、意匠を損なわないよう隠蔽化や目立たない素材の選定を行い、美観と機能性の両立を図る。

### (イ) 照明

台所・御清所には既存照明がないため、来城者の安全確保と文化財保護を両立した最適な光環境の提供を目的として、新たな照明設備の設置を検討する。具体的には、観覧動線上に行灯型照明を配置し、安全な照度を確保するほか、二条在番の墨書等の視認性向上のため長押し照明器具を設置する。また、台所広間では小屋組の演出を目的にスポット照明を導入する。これらの照明は、遠隔・一括・エリア別管理が可能なシステムと連携させ、効率的な運用を図る。

### (ロ) コンセント

台所・御清所には既存コンセント BOX が存在しないため、新たな照明計画等に伴い電源確保が必要である。特に台所板間の床板は原則加工できないため、付近の畳間に設けたコンセントから床上を配線するなどし、文化財保護に最大限配慮した設置計画とする。

## ウ 通信設備

現在、台所・御清所には通信設備が未整備であるため、新規導入を行う。対象6棟と同様に、入城管理システムのLAN化、内線電話のIP電話化、公衆無線Wi-Fi環境の整備による高度化を目指す。光ケーブルによる情報通信基盤を整備し、効率的かつ安定した通信環境の構築を図る。

## エ 放送設備

建物内には放送設備が未設置であるため新設する。放送用アンプは建物内に設置し、事務所に設置したりリモコンマイクから遠隔で放送可能な仕様とする。事務所から建物間の幹線は光ケーブルで接続する。

## オ 透明雨戸

### (ア) 障子部分

観覧時における外光の効果的な取り込みを目的として、対象6棟と同様に紫外線カットフィルター貼付の透明樹脂板（透明雨戸）を導入する。既存の板戸の引き代に透明雨戸を挿入することで、板戸開閉に伴う運営負担及び敷居等への物理的負荷を軽減する。

台所・御清所には障壁画は存在しないが、B工区以降の工事に支障をきたすため取り外した模写障壁画等の展示を想定し、紫外線及び熱線カット性能を有するフィルターの導入を検討する。過度な採光による展示物への影響を回避するため、透過率調整機能や調光機能の導入も視野に入れる。

また、気密性向上に伴う内部温度の上昇には、熱線カットフィルターの併用等により対応し、適切な室内環境の維持を図る。

(イ) 欄間部分

現状、半透明樹脂板がはめ込まれており、風雨の吹き込み防止機能を引き続き確保する必要はある。無双窓についても同様の対処が求められる。将来的な模写障壁画等の展示を考慮し、紫外線・熱線防御機能を有する透明樹脂板への置き換えを検討する。素材選定にあたっては、機能性・耐久性・透過性・意匠性を総合的に評価し、最適な樹脂板の導入を目指す。

カ スロープ

台所・御清所には既存スロープがないため、特に段差が大きい台所広間と畳間等において、段差解消のための木製スロープを新設する。

キ 公開に資する養生・什器等

(イ) 床養生

観覧通路（畳）は、カーペット等で床養生する。

(イ) 柱保護カバー

落書き等の悪戯対策と意匠性、メンテナンス性の両立を目指す。固定方法は、直接的な材料への影響を避けるため緩衝材を介したものとし、釘などによる固定は最小限にとどめる。容易に取り外せる構造とすることで清掃しやすくし、埃の堆積を防止する。設置箇所は、観覧ルート上で隔離や結界の設置が困難な場所に限定する。柱保護カバーと結界が重複する箇所については、今回の修理工事にあわせて要否を整理する。なお、設備による対策が困難な箇所には、スタッフの配置や注意喚起表示により対応し、文化財保護と観覧環境の維持を図る。

(ウ) 結界

落書き等の悪戯防止や立入範囲明示を目的に、来城者が触れても転倒しにくい構造の結界を新設する。

(エ) 模写障壁画スタンド

B工区以降に工事の支障となるため取外した模写障壁画を展示する。そのためのスタンドを設える。障壁画本来の意匠性を尊重しつつ、枠形状や色彩に配慮する。また、展示品の転倒防止にも配慮し、安全性を確保する。

(オ) ディスプレイ

観覧通路の円滑化と文化財理解促進のため、ディスプレイを活用する。動線の始点ではLEDビジョンを配置し、見学ルールや見所の事前解説を動画で提供する。さらに、要所には液晶ディスプレイを設け、修理内容の解説や二条在番の墨書などを分かりやすく伝える。

LEDビジョンと液晶ディスプレイの特徴を以下に示す。

表 5.4.6 ディスプレイの種類と特徴

ディスプレイの種類	特 徴
LED ビジョン	LED そのものが発光し映像を構成する（自発光）。複数の小型パネルを組み合わせるため、サイズに制約がなく、シームレスな大画面を作れる。高い輝度を持ち、遠くからの視認性が求められる広い空間での動画提供などに適する。
液晶ディスプレイ	バックライト（主に LED）からの光を、液晶で制御し、色のフィルターを通すことで映像を構成する。画素ピッチが細かく高精細で鮮明な画質が得やすい。一枚のパネルとして製造されるため、最大サイズに制約がある。近距離で詳細な文字情報や高画質な画像を表示する用途に適する。

#### ク 解説板・サイン

台所・御清所には現在、解説板・サインが存在しないため、新規設置を行う。観覧動線に応じた適切な配置を検討し、滞留を招かないよう配慮する。内容は、対象6棟の多言語対応を参考にしつつ、台所・御清所の特性に合わせたものを検討する。

#### ケ 空気調和換気設備

文化財価値を損なわずに広範囲な空調を行うことは難しく、特に広間などの大空間では空調効果が限定的である。そのため、快適で安全な室内環境の確保には収容人数の適切なコントロールが不可欠である。加えて、サーキュレーター等により緩やかな空気の流れを創出し、より快適な環境を実現する。観覧ルート全体の空調が難しい現状を踏まえ、15 畳の畳間である物置を重点的に空調し、夏季には休憩スペースとして提供することで熱中症対策を講じる。

#### コ 昇降設備

来城者は台所土間に到着後、昇降設備を利用する。この設備は、広間と土間の 1.1m の高低差及び階段の蹴上の高さを解消し、バリアフリー対応を推進するものである。具体的には、車椅子利用者向けにリフトとスロープを、一般来城者の安全な昇降のために補助階段を設置する。また、靴脱ぎ場・下足箱・ベンチを設け、上下足の履き替えを円滑に行えるよう配慮する。さらに、入城後の改札機能も本設備に集約し、来城者の円滑な観覧を図る。

#### サ 非常口・誘導標識

台所・御清所には現在、非常口及び誘導標識が未設置である。対象6棟の事例を参考に、悪戯防止の観点から障子の開閉箇所を限定し、和紙風の標識を設置する場所を決定する。整備計画図に記載された案は、本計画策定にあたり京都市消防局との調整を経て定めたものである。今後、観覧ルートの変更が生じた際には、文化財保護と来城者の安全確保を両立させるため、適切に追加設置を進める。

#### シ 木階

非常口から地面への動線として使用する木階については、腐朽が確認された部材（近年の後補部材）を保存修理工事の対象外とし、公開活用整備の一環として更新を行う。配置は原則として現状を維持しつつ、今後の観覧ルート変更に応じ、適切に追加設置も検討する。

## (5) 対象6棟周辺施設

### ア 観覧出入口（車寄入口及び団体出入口）・警備ボックス

D工区の素屋根建設に伴う解体・復旧を機に、観覧ルートの課題解決と機能強化を図る。新たな整備では、個人・団体・車椅子利用者の出入口を集約し、遠侍における動線の交錯や群衆滞留を解消することで、群衆雪崩等の危険を排除し、安全性を向上させる。

出入口を専用施設化することで、土足での誤入場を防止するとともに、重点的な空調により一旦休憩してから見学できる環境を整え、夏季の熱中症対策にも寄与する。さらに、庇を深く出すことで雨天時の出入りを円滑化し、建物内部への雨水持ち込みを軽減する。

車寄から靴箱等を撤去することで、車寄の本来の「主人・賓客を迎え入れる空間」としての価値を回復させ、建物への理解度向上を図る。これにより、車寄出入口の封鎖が可能となり、対象6棟への外気流入を大幅に軽減し、廊下の障壁画等の文化財保護にも資する。

新たな観覧出入口は、遠侍二之間～四之間での室内ガイダンスと連携し、液晶ディスプレイによる見学ルールや見所の動画解説を通じて、来城者の円滑な導入と理解度向上を図る。これらの整備により、段階的な増築による雑然とした印象を払拭し、二条城の「顔」としてふさわしい整然とした景観を創出する。

### イ 車寄倉庫

D工区素屋根建設に伴う解体・復旧を機に、倉庫機能の維持と効率性向上を図る。

### ウ 白書院渡り廊下スロープ

A・B工区素屋根建設に伴う解体・復旧を機に、独立した架構として改築する。黒書院北側の外廊下には庇の設置を検討し、荒天時の通行を可能とする。加えて、黒書院及び渡廊の外壁に対する悪戯対策を講じる。

## 5 その他整備

### (1) 環境保全

#### ア 整備方針

二之丸御殿の工事範囲を対象として、文化財建造物と一体的な文化財的価値を守り、その周囲の景観や環境を保全することを目的とする。現地調査を踏まえ、保存活用計画の基本方針に基づき、工事に伴い必要となる課題整理とその対策を示す。

#### イ 獣害対策

##### (ア) 現状課題

二之丸御殿においては、外壁や小屋裏などに、害獣による引っ掻き傷、足跡、糞尿の痕跡が確認されている。一般的に、アライグマ、イタチ、ハクビシンなどの害獣は木材の表面を損傷するため、二条城では屋外の各所に捕獲器を設置し、防除対策を講じている。

令和7年3月に実施された獣害調査では、比較的新しいハクビシンの足跡が対象6棟の外壁及び小屋裏において確認された。また、小屋裏では、ハトの糞による汚れやハクビシンと推定される糞も確認されたが、ハトの糞による汚れは擦り減った状況から比較的古いものであると推測される。これらの害獣は、軒裏や妻壁の破損箇所から侵入した可能性が高く、小屋裏の定期的な点検及び補修は不可欠である。令和7年3月から4月にかけては、遠侍及び蘇鉄之間において、害獣の侵入口を遮断する措置を講じた。



図 5.5.1 白書院外部柱の引っ掻き傷（左）と白書院小屋裏内の足跡※（中）と銀杏殻の混じった糞（右）  
※出典：環境省自然環境局 HP「特定外来生物の見分け方（同定マニュアル）」



図 5.5.2 白書院軒（北東角）の化粧裏板の破損（左）と  
白書院小屋裏内（各所）のハトの糞による汚れ（右）

(イ) 対策

獣害の抑制には、捕獲器の設置や侵入口の封鎖といった侵入防止策が有効である。そこで、捕獲器の設置と経過観察を行うとともに、定期的な現地調査を実施し、侵入経路の特定と封鎖措置を継続的に講じることを検討する。

加えて、侵入経路周辺には獣害防止を目的とした剣山の新設も検討する。なお、アライグマは特定外来生物、ハクビシンは重点対策外来種に指定されており、防除に際しては、関係法令に基づく所定の手続きを確認した上で、適切に対応するものとする。

ウ 外部保護柵

(ア) 現状課題

外部保護柵とは、文化財建造物の外部を保護することを目的とした柵であり、建造物への接触及びそれに伴う損傷を防止する機能を有する。現状の外部保護柵の形式は、竹柵、ロープ柵、生垣、矢来、階段柵、フラワー柵、角柵などに分類される。保存活用計画では、外部保護柵の設置形式に基づき、文化財建造物を以下の3種に分類している。

- ① 直接外周部に外部保護柵を設置する建造物
- ② 周囲の緩衝地帯に外部保護柵を設置する建造物
- ③ 外部保護柵が未設置の建造物

なお、分類①及び②に該当する建造物には、外部保護柵を部分的に設置しているものも含まれる。外部保護柵の設置状況については、表 5.5.3 に示す。

表 5.5.3 直接外周部に外部保護柵を設置する建造物

外部保護柵の形状 建造物名	竹柵	ロープ柵	生垣	矢来	階段柵	フラワー柵	角柵	設置範囲
二之丸御殿築地		○		○		○		全周
遠侍及び車寄				○				車寄の東面
式台	○					○		観覧ルートと南側空間を仕切る
大広間					○			ルートに面する付昇降階段
蘇鉄之間				○				観覧ルートに面する西面
黒書院					○			観覧ルートに面する付昇降階段
白書院、渡廊	○				○	○		側空間を竹柵で仕切る 観覧ルートに面する付昇降階段 附渡廊西側植込に沿ってフラワー柵
台所		○						台所前庭面
御清所	○	○						御清所前庭面

特別名勝二之丸庭園に面する黒書院、大広間の濡縁下では、来城者が鶯張りの仕組みを確認する目的で濡縁下を覗き込む様子が度々確認されている。当該箇所では、落書きの発生に加え、自動火災報知設備（空気管）の破損リスクも抱えており、現状では応急的に立入禁止措置を講じている。しかし、未設置箇所では依然として侵入行為が散見されることから、防災計画と連携した対策の検討が求められる。

竹柵を支持する木製支柱の一部には蟻害が確認されており、今後の整備にあたっては素材の選定を含めた検討が必要である。

車寄東面に設置された鋼製犬矢来は板壁に接しているため、板壁にあて傷などの毀損が生じている。また、蘇鉄之間に設置された竹・木製犬矢来は、破損等の劣化が顕著である。さらに、対象6棟周辺には、これまでの整備により設置された樹脂製を含む意匠の異なる三種類の犬矢来が存在しており、文化財の保護、維持管理、意匠の観点を踏まえた整理が必要である。これらの犬矢来については、御殿様式の外観に相応しい保護柵の意匠としての適否を、実施設計にて検討するものとする。

その他の外部保護柵については、必要に応じて都度整備が行われてきた経緯があるが、その結果として形態、意匠、色彩にばらつきが生じている。今後は、文化財建造物との調和及び意匠の統一を図る必要がある。



図 5.5.4 車寄東面の鋼製犬矢来と毀損した木部（左）と蘇鉄之間の劣化した竹・木製犬矢来（右）

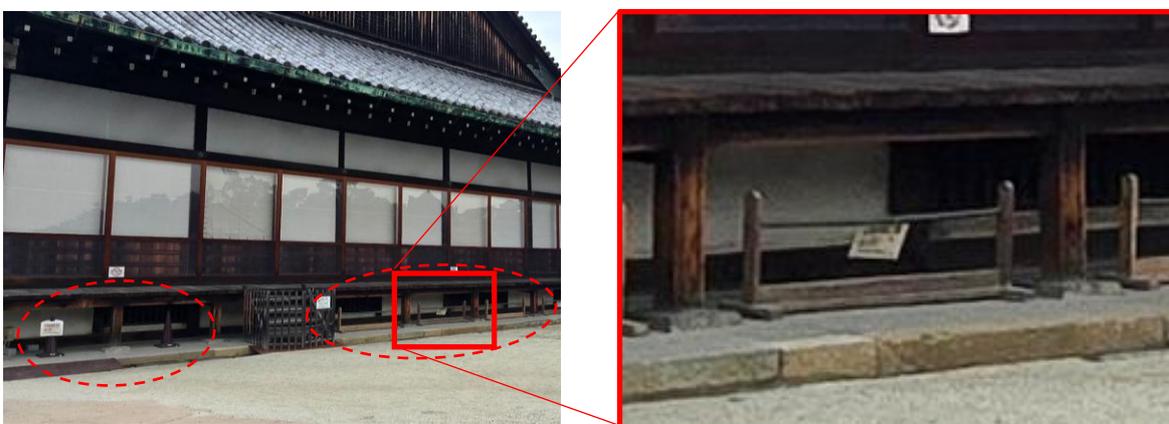


図 5.5.5 濡縁下の応急的な立入禁止処置（左）と拡大写真（右）

#### (イ) 対策

##### a 設備面

濡縁下の立入禁止措置として、観覧ルートに面する濡縁下への保護柵の設置を検討する。これら新設の外部保護柵については、既設の外部保護柵と併せて、文化財の保護、維持管理、意匠（文化財建造物との調和及び統一）の観点から、形式及び意匠の検討を行うものとする。

##### b 運用面

巡回警備の強化を図り、落書き等の行為に対する注意喚起を実施する。あわせて、外部保護柵の設置効果及び劣化状況について、定期的な確認を行い、必要に応じて適切な対応を講じる。

#### エ 樹木（庭園）

#### (7) 現状課題

史跡二条城の構成要素の一つとして、城内には多数の樹木が存在している。総本数は約15,800本にのぼり、47科142種に分類される多様な樹種が確認されている。

現在、本丸及び二之丸の樹木（庭園）については、城内でも特に重点的に整備・管理が行われており、良好な景観が維持されている。一方で、管理が行き届いていない樹木や、成長の進行に伴い文化財建造物の保存に影響を及ぼすおそれのある樹木も散見される。

保存活用計画では、文化財建造物の保存に影響を及ぼす可能性のある樹木を「危険木」として位置づけており、以下の4点の影響が想定されている。

- ① 樹木が建造物に近接して立ち、大風や枯死に伴う倒木により建造物が破損する
- ② 樹木が建造物に近接して立ち、枝が大きく広がることで落葉が屋根に堆積する
- ③ 樹木の根の成長により、建造物の基礎を掘り起こす
- ④ 樹木が建造物の影となり、降雨後の乾燥を阻害し、湿潤な環境を形成する

渡廊東側では、高木など一部の危険木が既に伐採されている。今後も城内の樹木の成長により、文化財建造物への影響が懸念されるため、継続的な監視と管理が必要である。

#### (イ) 対策

二之丸御殿周辺に存在する多くの危険木については、保存修理工事に伴い、工事支障樹木となるため、伐採または移植を行う計画である。ただし、保存修理工事は長期にわたるため、対処時期までの間は剪定や劣化状況の確認など、適切な管理を継続して実施する。また、新たな危険木の発生に対しても、継続的な確認と対応を行う方針である。

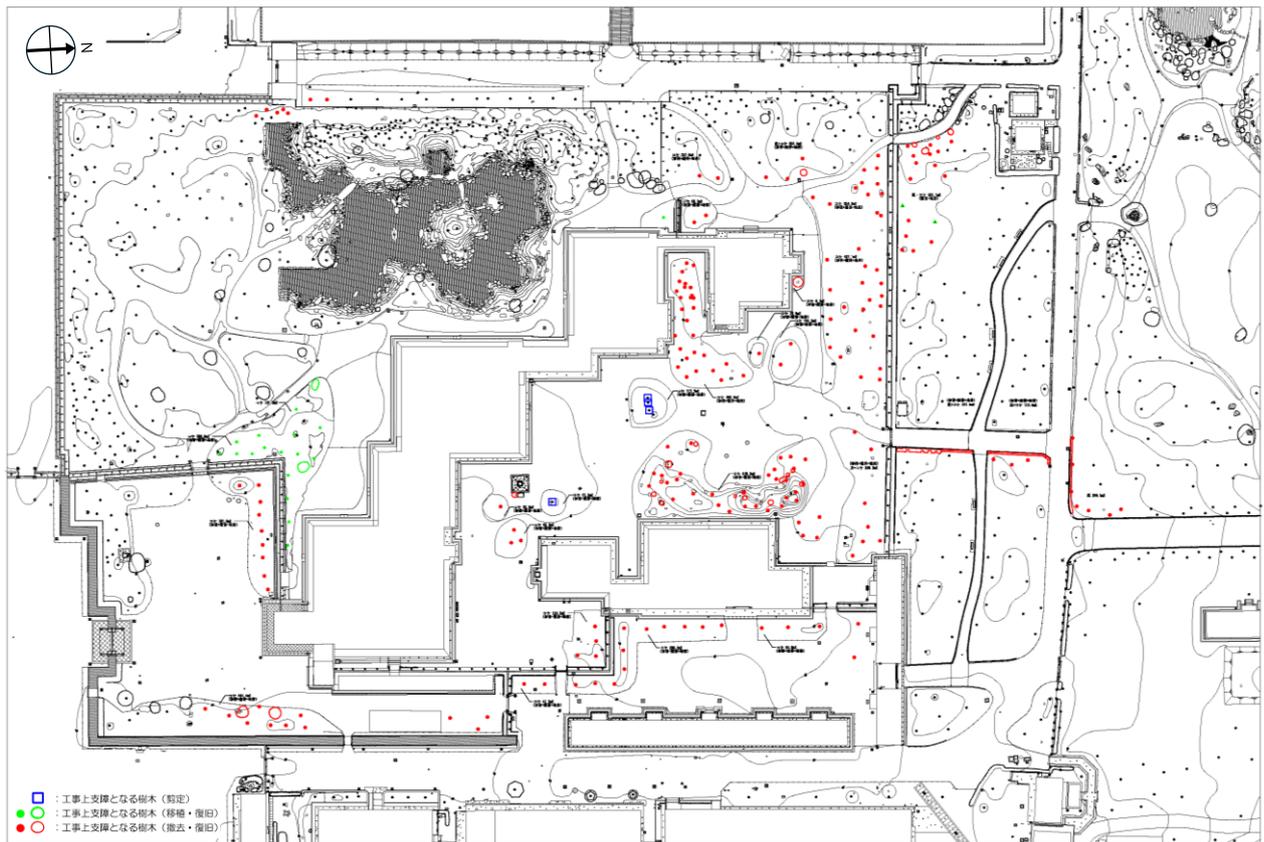


図 5.5.6 二之丸御殿廻りの工事支障樹木

## オ 雨水排水

### (7) 現状課題

雨水排水施設は、屋根及び雨落溝に降った雨水を排水するための設備であり、雨落溝・軒樋・堅樋・会所桝の4種類で構成されている。現状における主な課題は、以下の5点である。

- ① 集中的な降雨により排水能力を超え、一帯が冠水する場合がある
- ② 雨落溝において、土砂の堆積、緩勾配や逆勾配により排水障害が発生している
- ③ 雨落溝の溝底（モルタル塗り）の破損、会所蓋の破損・欠損が散見される
- ④ 軒樋及び堅樋では、経年劣化による破損や穴あきが見られる
- ⑤ 会所桝への接続配管及び会所桝に、詰まりや逆勾配など排水上の支障が生じている箇所、また会所桝への接続配管が不明な箇所も確認される

特別名勝を通行する外部観覧ルートでは、来城者が雨落溝に足を取られる事象も度々発生しており、安全面への配慮も求められる。

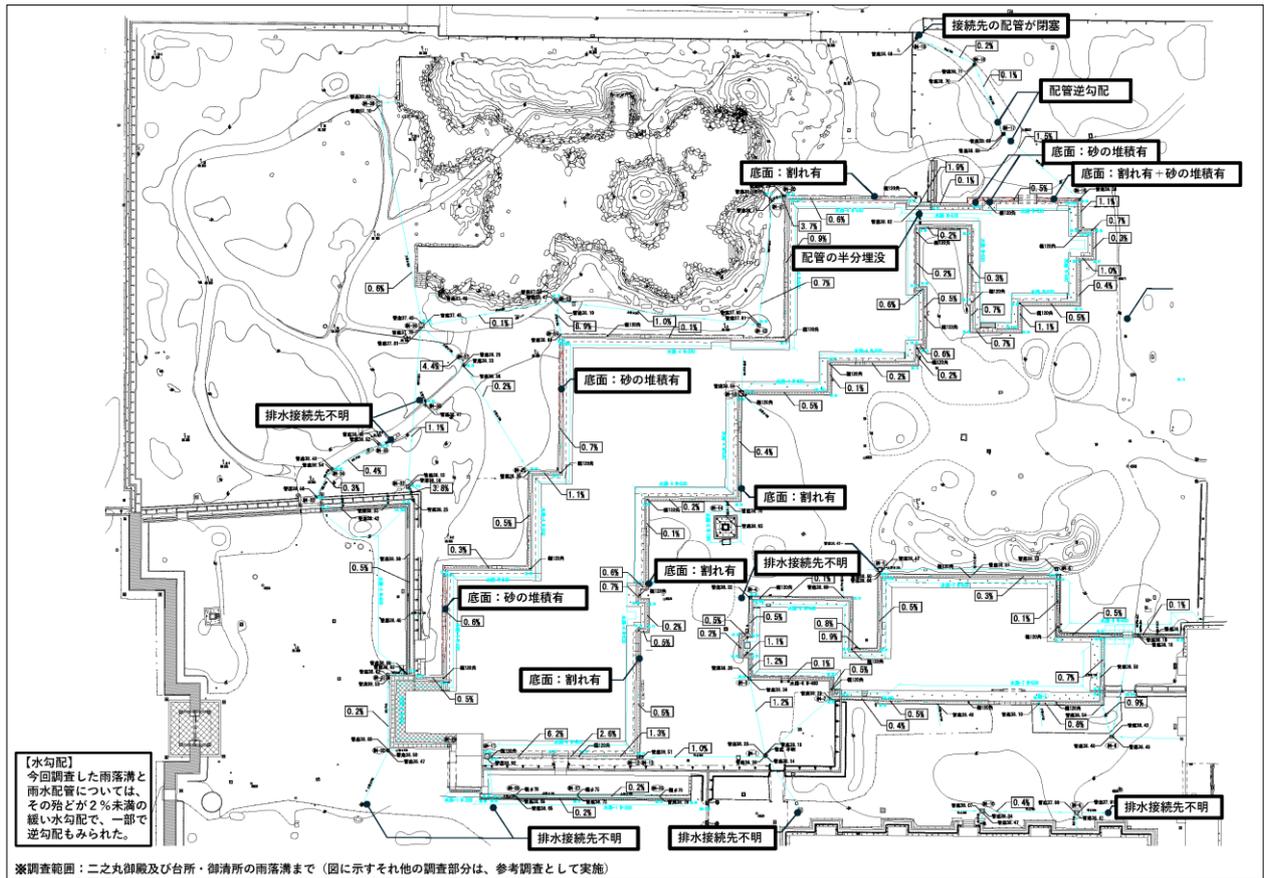


図 5. 5. 7 二之丸御殿廻りの雨水排水の現状及び課題

(イ) 対策

a 当面の改善措置と今後の対処方針

雨水排水施設においては、排水障害の防止を目的として、清掃作業の回数を増加させ、堆積物等の除去を定期的に行う。また、劣化が進行している雨樋や雨落溝については、保存修理工事の一環として、修理を行う方針である。

主な対策項目は以下のとおりである。

- ① 雨落溝の排水障害への対応  
雨落溝底の排水勾配を確保し、流れの停滞を防止する
- ② 雨落溝底及び会所蓋の破損への対応  
雨落溝底の塗り直しを行うとともに、破損・欠損した会所蓋の補修・交換を実施する
- ③ 樋類の破損への対応  
軒樋及び堅樋の修理・交換を行い、雨水の跳ね返りによる建造物への影響を軽減する
- ④ 会所桝への接続配管及び会所桝の排水障害への対応  
接続配管及び会所桝の現状を調査し、詰まりや逆勾配などの支障箇所について、計画的に改善措置を講じる
- ⑤ 雨落溝への落下防止対策  
来城者の安全確保のため、結界や蓋等の設置を検討する。なお、濡縁下の外部保護柵との併用も視野に入れて対策を進める。

## b 整備計画

雨水排水施設の大掛かりな改修または新設を行う際には、対象箇所の地下遺構について事前に調査を行い、詳細な整備計画を策定する必要がある。特に水はけの改善を目的とする場合は、掘削作業を伴うことが多いため、文化財保護の観点からも細心の注意を払い、綿密な計画のもとで施工を進める。

## カ 虫害対策

### (7) 現状課題

文化財建造物は隙間が多く、文化財害虫による被害を完全に防ぐことは困難である。対象6棟では、主にシミやゴキブリによる表具（障子、模写画、天井画、貼付画等）への被害と、白蟻等の木材害虫による建物部材への被害が確認できる。文化財害虫の餌になりやすい紙類や木材が多い建物では、継続的なモニタリングや防除対策を講じる必要がある。

### (4) 対策

文化財害虫の捕獲数が低い水準で維持され、加害痕跡が増えない状況を保つ必要がある。顕著な加害を防ぐためには、虫の量をコントロールする必要がある。

害虫の数を減らすためには、清掃が基本である。また部分的な薬剤処置、タンパク源を餌とするベイト剤（毒餌）の設置によって顕著な加害を防ぐことができる。

シミやゴキブリ対策としては、定期的に障壁画のクリーニングを行うとともに、建具の埃落としや床面の清掃等を実施する。また、障壁画周辺に害虫トラップを設置し、害虫の捕獲と同定調査を行う。捕獲数の多い箇所にはベイト剤を設置する。

蟻害への対策としては、建造物と二之丸御殿廻りに残置される伐採後の切株への対策が必要である。建造物に対しては、5年毎に防蟻処理（土壌処理、木部吹付処理）を行い、切株に対しては、地中埋設型の薬剤を設置する。なお、地中埋設型の薬剤については、現状変更申請届を必要とすることに留意する。

その他の文化財害虫による被害を把握するため、建造物の破損調査を毎年実施する。



図 5.5.8 室内貼付表具の虫害、蘇鉄之間より

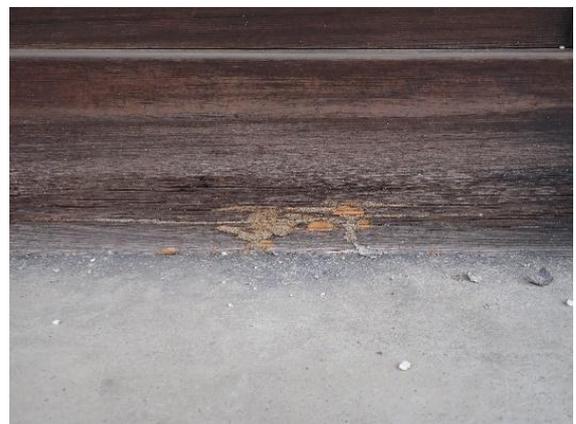


図 5.5.9 外部地長押の蟻害、蘇鉄之間より

## (2) 防犯防災

### ア 整備方針

一般公開及び特別公開に必要な防犯・防災設備を整備する。イベント等においては、原則としてこれらの設備を使用し、必要に応じて仮設する。

公開方針及び活用方針を踏まえ、関連法令等に基づき、最低限必要な防犯・防災設備を洗い出す。さらに、文化庁が策定した「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（令和元年12月）」（以下、「建造物ガイドライン」という）を参照し、文化庁の指導を仰ぎながら、必要な設備を追加する。

### イ 現況把握

#### (7) 法令

一般公開・特別公開に必要な防犯防災設備の整備にあたり、関係法令を下記に示す。

表 5.5.10 消防法及び京都市火災予防条例

法令名	条項	条文の標題	規定の概要
消防法	17条～21条	消防の設備等	・消防用設備等の設置・維持義務等
	同施行令 6条～36条	消防の設備等	・消防用設備等の設置・維持に係る技術上の基準 ・消防用設備等の設置が義務づけられる防火対象物
	同施行規則 5条～33条の2	消防用設備等 又は特殊消防用設備等	・設置・維持に係る技術上の基準の細目 ・消防用設備等の届出等に係る手続き
京都市 火災予防条例	12条	変電設備	・変電設備の位置、構造及び管理
	17条	避雷設備	・避雷設備の位置、構造及び管理
	36条～46条	消防設備等の技術上の基準 の付加	・消防設備等の技術上の基準の付加
	54条の4～9	文化財の防火管理	・文化財の防火管理

#### (イ) 立地及び周辺環境

二条城は市街地に位置するが、水を湛えた外堀に囲まれており、さらにその外周は二車線以上の道路に囲まれている。このため、周辺からの延焼リスクは低いと評価される。

敷地の約200メートル南には中京消防署が所在しており、地元消防団とも日常的に連携を図っており、有事に備えた体制が整えられている。

#### (ウ) 敷地構成と消防活動

敷地は東西約600メートル、南北約400メートルと広大である。

二之丸御殿が建つ二之丸エリアの東半分は、東大手門または北大手門から消防車等の大型車両の進入が可能であり、消防活動が比較的容易である。

一方、堀や北中仕切門・南中仕切門等により区画された二之丸エリアの西半分及び内堀を渡った本丸エリアは、消防活動の難易度が高い区域である。

二之丸御殿の周囲には十分な広さがあり、消防活動に利用可能な空地が確保されている。

(エ) 建造物の構造と文化財の保護

建造物の主たる構造は木造であり、ラスモルタルは使用されていない。このため、漏電火災警報器の設置義務はない。

屋根は本瓦葺であり、車寄のみ檜皮葺である。

内部の障壁画のうち、重要文化財（美術工芸品）に指定されている 1,016 面は、二条城障壁画展示収蔵館及び旧収蔵庫にて別置保存されている。

(オ) 防犯・警備体制

監視カメラ設備及び機械警備設備（赤外線センサー等）を設置しており、業務委託先の警備員による巡回警備を実施している。

(カ) その他

既存図面等による机上検討に加え、現地調査も実施したが、埋設管路については詳細な把握が困難な箇所が存在した。今後、基本設計において試掘等の詳細調査を行う必要がある。

消防法及び京都市火災予防規程（文化財関係対象物防火指導要綱）に基づき、必要な消火設備は整備済みである。

本計画対象の 8 棟すべてに、JIS 規格に準拠した避雷設備が設置されている。

文化財の本質的価値の保存という観点から、建造物内部へのスプリンクラー等の固定式消火設備や防火壁の設置は不可能である。

ウ 計画

(キ) 方針

消防法及び関連法令に基づく整備を確実に実施するとともに、文化庁が策定した「建造物ガイドライン」を活用し、二之丸御殿の本質的価値を維持しながら、その特性に合わせた更なる整備を行う。

建造物内は、文化財の毀損を最小限にするため、消火設備の拡充よりも火気の管理や漏電対策などの出火防止を優先して計画する。特に屋根を檜皮など植物性材料としている車寄の周辺では、徹底して出火要因を取り除く。

防犯防災リスクを抽出し、それぞれの対策案を以下に示す。

表 5.5.11 防犯防災リスクと対策案

リスク要因	現状		追加整備策	
	抑止	早期覚知、初動対応	抑止	早期覚知、初動対応
いたづら (盗難・落書き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物周囲に防犯センサーを設置</li> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> </ul>	<b>【抑止力の強化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開活用範囲の拡大に伴う建造物内の監視カメラを増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加整備不要</li> </ul>
落雷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多雷地域ではない</li> <li>・避雷設備を設置 (JIS A4201: 保護レベルIV)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> <li>・自動火災報知設備 (空気管) により警戒</li> <li>・消火器、屋外消火栓にて初期消火</li> </ul>	<b>【保護レベル向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS Z 9290-3 に更新</li> <li>・経済的価値に準じた保護レベルに更新</li> <li>・(保護レベルIV→I)</li> </ul>	<b>【早期覚知力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物周囲を炎感知器にて警備</li> <li>・監視カメラの画像認識機能の導入 (無人監視強化)</li> <li>・小屋裏の自動火災報知設備の感知器を熱感知器 (差動式分布形) → 煙感知器 (光電式スポット形) に変更</li> </ul> <b>【初期消火力の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓 (広範囲型 2号) の新設</li> <li>・中京消防署と連携し、スタッフの教育訓練を充実化</li> </ul>
放火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加整備不要</li> </ul>	
電気火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電遮断器の設置</li> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> </ul>		<b>【抑止力の強化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間等、無人時は建造物内に通電しないようにする</li> <li>・小屋裏の配線を全撤去、強電配線は床下のみとし、鋼製電線管にて保護する</li> </ul>	
失火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気使用なし</li> <li>・スタッフ及び監視カメラによる監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加整備不要</li> </ul>		
延焼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地条件から可能性は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドレンチャー設備 (檜皮葺き屋根である車寄のみ)</li> <li>・放水銃設備 (一部のみ包含)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加整備不要</li> </ul>	

老朽化している設備 (消火器、ドレンチャー等の消火設備、自動火災報知設備、避雷設備) は、現状の機能を維持したままで、全面的に更新・改修を行う。事務所棟に設置されている自動火災報知設備の受信機等の主装置も同時期に更新を行う必要がある。

史跡及び建造物への影響を最小限に抑えるため、既存配管ルートをも十分に現地調査し、新規配管は可能な限り既存配管と同ルートにて計画する。また、感知器やカメラなどの機器類あるいは配管配線などの固定は緩衝材を介して間接的に行い、釘などによる直接的固定は最小限に留める。間接的な固定が困難な場合は、意匠を損なわぬよう隠蔽化や目立たない素材の選定を行うことで、美観と機能性を両立させる。

本事業は長期にわたるため、全4工区のうちA・B工区終了時、及びC・D工区終了時に全体の防災計画を見直す。

(ク) 通電分界点の整理

火災予防の観点から、分電盤及び電源供給部を有する弱電端子盤は屋外設置とする。また、フル2線式制御を導入し、建造物内すべての電源を一括でオン・オフできるスイッチを二之丸御殿車寄倉庫及び台所土間の入口付近に設け、夜間等の未使用時は建造物内の通電を停止する。さらに、漏電火災対策として、建造物内に供給する分岐回路はすべて漏電遮断器とする。

(ケ) 自動火災報知設備

発信機及び地区音響装置の増設、配線の耐熱化を行うほか、早期覚知の充実を図るため、小屋裏の感知器は熱感知器(差動式分布形)から煙感知器(光電式スポット形)に更新する。

事務所棟に設置されている自動火災報知設備の受信機等の主装置も同時期に更新を行うが、建屋自体も老朽化しているため、将来の建屋改修を見据えた計画とする。ただし、本事業では保存修理工事に伴って撤去・復旧が必要となる最小限の範囲のみを整備し、残りは防災施設整備として別途事業化を進める。同事業では、建造物外周部への炎感知器(赤外線3波長式)の設置や超高感度煙検知システムの導入など、早期覚知の充実のためにより効果的な方法を検討する。

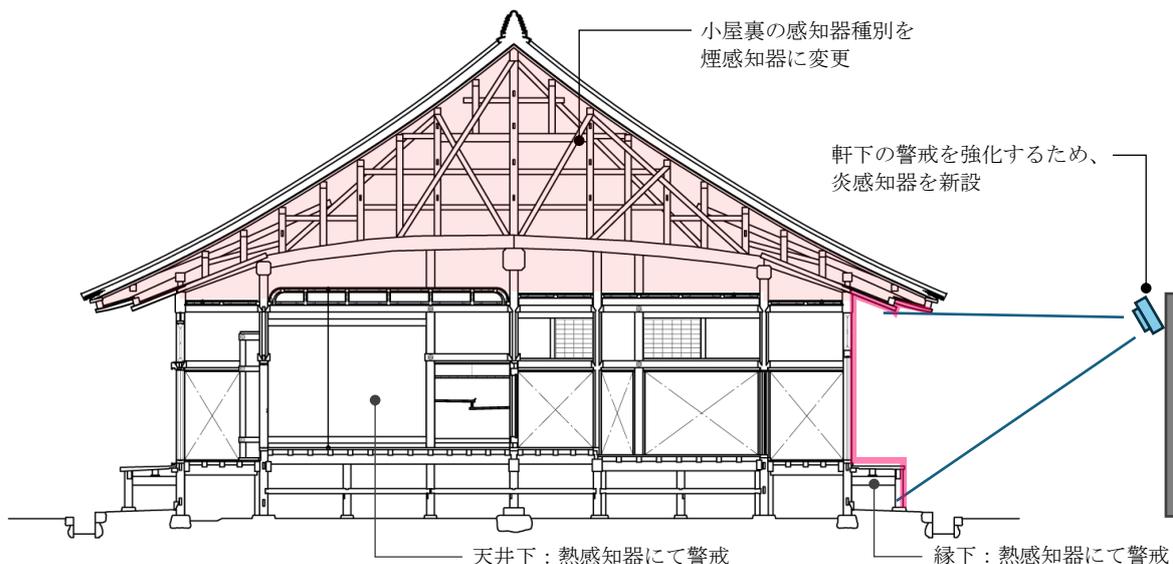


図 5.5.12 感知器の配置区分

(コ) 非常放送設備

法令上、非常放送設備の設置義務はない。また、二之丸御殿は避難口が多く、採光も十分であり、スタッフによる避難誘導體制も整っているため、現状は避難に大きな支障はない。さらなる安全性向上のために新規導入も考えられるが、意匠に配慮したスピーカーの選定が困難であること、また幹線の光ケーブル化が叶わず、新規幹線の敷設が史跡保存に及ぼす影響が大きいことから、本事業での設置は行わない。

(4) 消火設備

既設の屋外消火栓は素屋根建設に干渉する部分についてのみ解体・復旧を行う。これに加え、初期消火の機動力向上のため屋内消火栓（広範囲型2号）を整備する。水源は既存の消火系給水管とし、史跡保存への影響を最小限とするため、建造物の床下空間を配管するなどにより、埋設配管部分を少なくする様に工夫する。また、意匠に配慮し、消火栓格納箱は縁下に納める。自動火災報知設備と同様に、本事業では保存修理工事に伴って撤去・復旧が必要となる最小限の範囲のみを整備するため、屋内消火栓整備は別途事業化を進める。

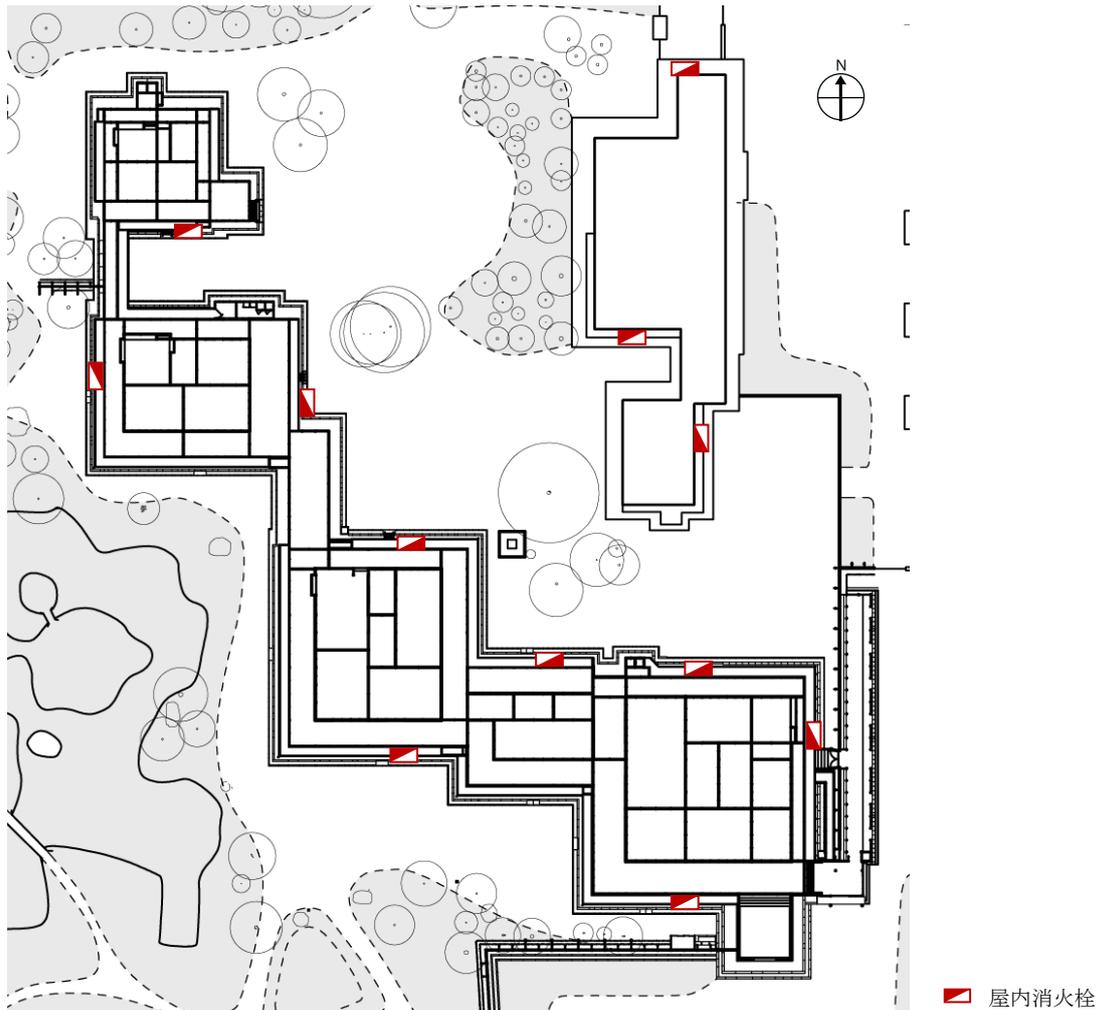


図 5.5.13 屋内消火栓配置

現状の水道管直結方式の場合、放水による水道管の濁りや圧力低下、大規模災害時の放水量減少といった懸念があるため、消防法を遵守した専用水源及びポンプの整備を検討する。また、現状の消火系給水管は供給先に飲用系との混在が見られるため、当該部分は切り離し、供給先を消火系統に限定する。老朽化が進む消火用貯水槽の改修も必要である。しかしながら、これらは史跡保存に及ぼす影響が大きいことから、本事業での改修は行わない。

(シ) 延焼防止設備

車寄の屋根面に取り付けられている既設のドレンチャーは更新し、建造物の周辺に配置している放水銃は、素屋根建設に干渉する部分のみ解体・復旧を行う。

なお、二之丸庭園側の放水銃は、以下の理由により追加整備は行わない。

- ・対象が本瓦葺屋根であるため、放水銃による延焼防止効果が小さいため
- ・自動火災報知設備の更新による火災の早期覚知の充実化、及び屋内消火栓設備の増設による初期消火の機動力の向上の結果、総合的な防災能力は確保されるため
- ・新たな埋設配管や放水銃の地上部設置は、特別名勝・史跡保存に及ぼす影響が大きいいため

(ス) 監視カメラ設備

盗難やいたずら防止を目的として建造物内に追加整備する。対象6棟は既設のものを増設し、台所・御清所には新たに設置する。警備業務委託先によるリース形式は、委託先変更の度に設置し直す必要があり、建造物保存に及ぼす影響が大きいことから採用しない。

(セ) 機械警備設備（赤外線センサー等）

閉城時における侵入者覚知のため、建造物外部に設置されている既存の赤外線センサーは引き続き維持する。本設備については、今後も警備業務委託先によるリース形式を維持する。建造物内部への機械警備設備の設置は行わない。

なお、既存の赤外線センサーの配線は、リース形式としているため、後述のように幹線を光ケーブル化することはできない。このため、現行の配線方式を継続する。

(ソ) 避雷設備

雷保護システムは、JIS A4201-1992 から JIS Z 9290-3:2019 へ更新する。本施設に必要な保護レベルは、『国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備計画基準 令和6年版』により計算するとレベルⅠが望ましいが、今後、建造物保存に影響を及ぼさないよう留意し、設計する。

(タ) 管理

中京消防署及び地元消防団と連携し、消防活動シミュレーションと訓練を継続的に実施する。これにより、職員・スタッフの防災防犯意識及び能力向上を図り、いたずらや放火などによる文化財の毀損に備える。また、法定点検項目を整理し、日常的な施設の安全運営に努めることで、総合的な危機管理体制を構築する。